

淀川水系流域委員会 第79回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

西野委員

日 時 平成20年5月27日（火）
午後 1時55分 開会
午後 5時16分 閉会
場 所 京都市勧業館 みやこめっせ
B1F 第1展示場 B面

[午後 1時55分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

大変お待たせいたしましたして申しわけございません。定刻を大分過ぎてしまいました。本日、出席14名で開始の予定でしたが、2名ほどおくれてしまいました、今現在12名いらっしゃるということで、定足数に達しておりません。したがって、委員会としては成立しないということですが、もう間もなくいらっしゃるということで連絡がとれておりますので、先に私のほうから司会の発言をさせていただいて、あと若干報告がございますので、それまでの間に恐らくいらっしゃると思いますので、そうしましたら、大変変則ではございますが、委員会として進めたいと思います。

それでは、今から進めたいと思います。

淀川水系流域委員会第79回委員会を開催したいと思います。司会は庶務近藤が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料でございますが、資料は議事次第、配付資料リストがございます、右肩に番号がついてある資料、報告資料1「第78回委員会(2008.4.22)以降の会議開催経過について」、審議資料1-1「今後審議すべき論点」、審議資料1-2「今後の会議開催候補日(案)」、審議資料1-3「淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見の御説明について(依頼)」、参考資料1「委員および一般からのご意見」の合わせて5点でございます。不足資料等ございましたら庶務までお申しつけくださいませ。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」のうち、委員につきましては本日は千代延委員から意見が提出されております。一般につきましては、5月13日に開催しております第78回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございます。発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発生してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げになりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ない設定をお願いいたします。

なお、本日より、経費縮減策の一環として運営上幾つかの変更を行っております。あらかじめご了承ください。

ただいま委員がいらっしゃいまして13名ということで、委員会として成立いたしましたので、委員会として進めたいと思います。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さん、大変お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

今、久委員おいでいただきましてありがとうございます。これでようやく委員会が開けるということになりました。

きょうは、今後のどのような論点といたしますか審議を行っていくかということ、皆さん方とご審議させていただきます。そしてあと後半は、河川管理者が前回何かご意見といたしますかご説明がございましたけれども、きょうも補足的に説明したいということでございますので、それをお聞きして、そして意見交換してまいりたいというふうに思っております。きょうも4時間でございませけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは庶務、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

報告資料1をご参照ください。まず、5月13日開催の第78回委員会についてでございます。原案に対する意見について、河川管理者からの説明と質疑が行われました。審議資料1-1-5「淀川水系河川整備計画策定に向けて」では、提出した意見書の考え方についての議論がなされ、意見書本文だけでなく委員会で出された意見も含めて正確に考える必要がある、議事録はあくまで補足であり提出した意見書が本文である、などの議論がなされました。審議資料1-1-4「環境、治水、利水についての総合的な検討」では、環境に関する目標設定も定量評価もできていないのが問題、流域が抱える問題を解決するために整備計画をどう役立てるかという発想が必要などの意見が出されました。利水では、大阪市の水利権と実取水量の乖離などについて質疑が行われました。審議資料1-1-1から1-1-3では、堤防天端までHWL以下と同様の浸透洗掘対策をした場合の費用、越水対策と標準的な堤防強化のコスト及び工期の比較検討などについての質疑が行われました。また、整備計画の先につながる対策、異常な降雨への対応として堤防強化もダムも必要である。また、住民の命をどう考えるかを考えた上で河川管理者の責任論や法令との調整を議論すべき、などの意見が出されました。

次に、5月16日開催の第96回運営会議についてでございます。ここでは、第79回委員会の審議内容、6月以降の会議開催候補日、委員会運営に係るコストなどについて審議がなされ、結果報告のとおりそれぞれ決定し、本委員会で諮ることとなっております。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは審議に入りたいと思ひますけれども、その前に1点、

皆さん方にお諮りしたいことがございます。

審議資料1－3でございます。大阪府知事、京都府知事、滋賀県知事の連名で、再度、流域委員会のほうに説明会に出席していただきたいという要請が来ております。これについての対応をご審議して皆さん方にお諮りしたいと思いますけれども、きょうはこの3知事のいわゆる説明会の事務局を行っておられます京都府の河川課長が来ておられますので、3知事からの委員会に対する要請の趣旨等をご説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○河川管理者（京都府建設交通部 理事 森）

お時間をとっていただきましてありがとうございます。京都府河川課長の森でございます。

ただいま委員長のほうからご紹介がありましたとおり、4月3日に3府県知事のほうで流域委員会のほうからお話をお伺いするという機会を持たせていただいたところでございますが、今回、もう日も時間も決めておまして、6月6日9時半から10時半まで、また場所は近畿地方整備局になると思いますが、整備局のほうに今お願いしているところでございますが、今回は滋賀県、京都府、大阪府知事に加えまして、三重県の野呂知事にもご参加をいただきまして、整備局及び流域委員会のほうからお話を伺わせていただく場を持たせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今回もまた1時間という限られた時間で、前回は結局、それぞれ1つずつしか質問ができなかったというような、いろいろお伺いしたいことも聞けなかったような状況がございますので、今回お話しいただきたい内容につきましては、耐越水堤防による治水対策について、それから、上・中・下流域それぞれのダムによる治水効果についてということで整備局のほうからご説明をいただきまして、その後、各知事からいろいろ聞かせていただきたいことを質問の形でお伺いさせていただきますというふうに考えております。

そういうこともございまして、今回については流域委員会のほうには、委員長、両副委員長にご出席をいただきたいと考えているところでございます。もう10日前というまた限られたときのお願いになりまして大変恐縮でございますが、以上、お諮りしたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。ただいま、京都府の森課長から、そのような要請の趣旨の説明がございました。6月6日の9時半から10時半、1時間でございますけれども、整備局からの説明を聞かれた後、知事からそれに対する質問があって、それに対して委員会のほうで何らかの質問があったらお答えするという格好になるようなことでございます。

6月6日はそういうことで委員会として対応したいと思いますけれども、それで皆さん方よろしいでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

特にご意見ございませんか。それでは、6月6日の知事説明は、今のご説明どおり、委員長と副委員長の3人で対応したいと思いますので、また後ほどご報告したいと思います。では、それにつ

いてはそれで決めさせていただきます。

それからもう1点、前回、5月16日の運営会議で、今後の会議の開催候補日を一応決めさせていただきました。きょうの審議、これからの審議をどうするかによりまして、この辺についても変わってくるかと思えますけれども、一応、委員の皆様方の日程も確保しておきたいということで候補日を決めさせていただきました。審議資料1-2でございます。

まず6月でございますけれども、6月3日、これは16時と書いてございますけれども16時半からということでございます。それから6月30日、午前10時から。それから7月17日、13時30分から。それから7月30日、16時から。それから8月は、お盆の期間もあるということでなかなか日程調整できなくて、委員が定足数集まれる可能性があるのは限られておまして、8月22日の16時からという、この5つの日時を候補日として運営会議では決めさせていただきました。一応こういうふうな開催予定を考えておるといことで、委員の皆様方、これは何か意見がございますでしょうか。特に意見というのはないかと思えますので、一応こういうふうな開催予定を考えておまして、これについてきょうの委員会でお決めいただいたということで、決めさせていただきたいと思えます。

3. 審議

1) 今後の委員会の審議について

○宮本委員長

それでは、引き続きまして審議に入りたいと思えます。

今後の委員会の審議についてということで、まず今後のいわゆる委員会の運営について、庶務のほうからご報告をお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、庶務のほうから一言ご報告をいたします。

今後の委員会の審議に関連する事項といたしまして、開催可能な委員会の回数について庶務よりご報告したいと思います。

本年度、近畿地方整備局と委員会運營業務を担当しております当株式会社日本能率協会総合研究所との契約では、委員会回数を10回として想定しております。4月6日の旧委員への委員会説明会を含め、本日の第79回委員会まで都合6回の公開会議を開催しております。また、今年度の契約では、委員会に諮問されている整備計画にかかわる事業進捗点検を審議するための委員会を3回開催することを想定しております。5月19日に、整備局から庶務に対し、経費縮減を踏まえると会議回数の増額は難しい状況にあるとの意向を伺っております。したがって、原案にかかわる会議、審議はあと1回ということになるということでございます。以上です。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。運営会議で今後の8月までの開催予定を一応決めたのでございますけれども、その後、河川管理者のほうから庶務のほうに今のような趣旨の発言といえますか連絡がご

ございましたので、今、庶務が報告したわけでございます。その辺について、河川管理者のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。それでは、委員会運営に関する今までの経緯につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。座って失礼いたします。

今、委員長、庶務のほうからご紹介がございましたように、5月16日に開催されました運営会議におきまして、私どものほうから委員会運営の経費に関することについて状況をご説明申し上げます。

当初より、この委員会、3次の委員会が始まる前に開かれましたレビュー委員会におきましても、コストの管理、スケジュールの管理ということにつきまして、委員会、河川管理者としてもそれを適正を図っていく、効率化を図るということで話があったわけでございますが、第3次の委員会、原案の審議を始めていただいてから約20回、いろいろ議論をしていただいたのでございますけれども、これにかかっている経費ということにつきまして、経費の縮減ということがまだ十分になされていないという状況がございます。

流域委員会の役割というものは、意見聴取というものの観点から非常に重要なことがございますので、我々も非常にそれについて取り組んできたわけでございますけれども、実は4月、5月と国会のほうで、この委員会の開催経費についての質問等がございました。主要な論点につきましては、主に委員会の開催の経費のことがございまして、委員会の1回当たりの開催経費、この会場設営、資料印刷等につきましては大体350万円から400万円ぐらいかかっているというふうなことがあり、無駄ではないか、あるいは長時間にわたってどういう議論をしているのかということが与野党のほうから問題が指摘をされて、国民の皆様にもご迷惑をかけているところでございます。

河川管理者といたしましては、委員会の活動が十分に効果を発揮されるかどうか、また支出額として適正であるかというコスト意識を持って今後いろいろ執行すべきであると考えておりますので、委員会といたしましても、このコスト縮減の工夫等含め、いろいろ効率化を図っていただきたいというふうに、それを5月16日の運営会議のときに申し上げたところでございます。

平成20年度の委員会運営業務につきましては、今、庶務のほうからご紹介がございましたように、我々、当初、過去の実績に基づいて今年度の予算を計上してやっておったわけでございますけれども、現時点での委員会経費で大半の部分を執行しつつあるという状況でございます。

河川管理者といたしましても、そういうような事情でございますので、国会等の指摘も受けておりますので、もう早速何か取り組みを始めなければならないということで、本日、河川管理者側からの協力といたしまして、河川管理者の出席者を必要最小限に絞っております。これは会場の設営の関係で、そういうことが必要ではないかということ。それから、本日、後半で河川管理者のほうから資料を説明させていただきますけれども、今回は資料の印刷はしておりません。スクリーン上

でお示しをさせていただいて、後ほど流域委員会のホームページにアップロードしていただくという事で、早速にも取り組みを始めさせていただいたところです。

こういう状況でございますので、今後、委員会のほうでもコスト縮減に努めて、コスト管理、スケジュール管理に努めていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長

そうすると、確認しますけれども、先ほど庶務のほうから、今年度予定されている会議の回数はいまもう目いっぱい、あと委員会がこの意見書に対する審議をするのは当初の予定からするともうあと1回、要するにきょうだけだと。きょうだけであって、あとそのコストの関係から回数はもうふやすことが非常に難しいということ、河川管理者から庶務は承っているんですけども、その辺についてもう少しご説明ください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今、庶務のご説明の中で、10回分を想定してそのうち6回分を消費し、進捗状況の点検のために3回ということ、残り1回というふうなお話があったところですけども、我々、実際に使われる費用というものは、それぞれにおいて回数が幾らかというふうなことは変わってくるわけでございますので、運営会議でも申しましたし、きょう皆様方にご審議をさせていただいて、コストの縮減を図っていただいて、必要なものは実施していただいた上で、その委員会としての効率を高めていただきたいということをお願いしたいと思います。特に1回ということにこだわっているわけではございません。

○宮本委員長

わかりました。皆さん、今の趣旨はよろしいでしょうか。必要な審議はしていただきたいけれども、コスト縮減に努めていただきたいというふうな趣旨ということでよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

皆さん方、それじゃよろしいでしょうか。何かありますか、ご意見。

○千代延委員

質問は。

○宮本委員長

質問がありましたらどうぞ。

○千代延委員

千代延です。今の庶務の説明の予算の中で、工夫をして当然縮減はするとして、現実にあと何回できるかという、これはほぼわかるのと違うんですか。回数を制限しているわけではないとおっしゃいますけれども、現実にはおよそのことはわからないんですか。それをはっきりしてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

すいません。委員会の個別の経費が幾らかかっているかというのは委員会のほうで把握されていることですので、ちょっと私のほうでは、その当初の予算を組んでいる部分については承知しておりますけれども、1回当たりの経費ということについては、今後どういうふうに展開されていくかというのは、私のほうでは承知はしておりません。

○千代延委員

そしたら、委員会といってまあ現実には庶務ということですね。そういうことになりますと、残る回数の経費、予算上はもうそれで総額はあと残り何ぼというのはわかっておるはずなんですがね。それで縮減をすることで、これだけ縮減すれば何回できるという、何回できるかというのがある程度わからないと、審議を重ねていって突然、「はい、これでおしまい」と。これは困ると思うんですね。ですから、その辺の見通しを立てていただかないと、何か意見はありませんかと言われても、意見の言いようがないと私は思っているんですけどね。

○川上委員

川上です。今の話をもう少し具体的にわかりやすく言いますと、整備局から日本能率協会総合研究所に対して発注してらっしゃる金額があるわけですよ。その金額の範囲内でやれということで、回数は特に制限はしないと。しかし、金額には契約金額という枠があるわけですから、その中でやりなさいということですか。回数がふえていって、能率協会のほうでもうできなくなる、そしたらおしまいという意味に理解してよろしいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

我々としては、まず委員会のほうに、どのような形でどういうスケジュールで、どれぐらいのことを審議するのに幾らぐらいかかるのかということをお示ししないと、先に予算の枠が決まってその中で審議をするというふうには考えておりません。

○西野委員

西野です。質問ですけれども、原案について、その予算的な原案について1回、進捗点検について3回というふうにお考えということですね。それは全体会議ということですね。

それで、もちろん経費の削減というのは大変重要なことで、ぜひやっていくべきことだと思っております。ただそのやり方につきましては、全体会議でやるとどうしても300万から400万ぐらいかかるということで、例えば小規模な会議でその専門家だけが集まって集中的に審議するというのであれば、このような300人とか数百人規模でなくて、小さな部屋で数十人規模でということもあり得ると思います。そういうふうな形での運用ということも考えていただいて、総額として予算の範囲内であればよいということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今、西野委員からのそういうふうなお話ですけど、それも含めて、今までこの委員会というもの

の特徴は、西野委員も御存じのとおり、どのような形でやるのが一番適正かというのは河川管理者が決めているのではなくて、委員会の中でどのようなやり方が一番望ましいのかというようなことをご審議して方法を決めていただいたので、今のご提案も委員会の中でぜひご議論していただきたいというふうに思っております。

○川上委員

川上です。先ほど私が質問したことに正確に答えていただけていないと思うんですけども。要するに日本能率協会に追加発注することは可能なんですか、可能ではないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

追加発注するかどうかというものを最初に決めているわけではございませんということです。私ども、委員会としてどれぐらいの内容のものをどれぐらいかけてやるのかというのはわからない段階で、何とも判断はつかないということです。

○山下委員

そうすると、こういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。すなわちこれからの委員会の運営方法というか、特にコストをできる限りかけないやり方で運営していく、しかしこれまでの委員会が開かれたものであったということは生かしつつやると。それはどういう形でやれるかというのは、それは委員会で決めるべき話で、それを受けて河川管理者としては、では場合によったら契約変更等で経費の増額ということもないわけではないという、そういう理解でいいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いや、今もまたその増額変更の話から入っているんですけども、私ども、やはり今年度の費用を過少にしたわけではなくて、これまでの実績から踏まえて、回数があるだろうということでやってきました。もう昨年度のときで予算を確保しているわけですので、大体見込みを持って進めてきたわけですので、今年度10回分ぐらい計画策定ができていくということで進捗点検と、これはもう紛れもない事実として我々は持っているわけです。

それで、このような状況の中で今、国会からもご指摘をいただいたところでして、増額変更して対応すると、どこまでするのかということについて、我々自身はそんなにもろ手を挙げてどんどんやっていきたいと思いますという状況にはないということは申し上げたいと思います。

ただ本当に、先ほど申し上げましたように、委員会というものがどれくらい必要であり、どうかということをごきちっと理解をされるような状況ではないと、なかなかこれはご理解いただけないというふうに思っておりますので、まずはその委員会の中でどういうふうにご議論をしていただくのかということが先ではないかと思っております。

○山下委員

それはそれで結構なんですけどね。ただ、委員会としては、当初河川管理者としては10回想定してますという話は、それこそ、そんなの知ったことではないとは言わないですが、知らなかったこ

とです。むしろ、我々としてはやるべきことはやっていく、ただコストの削減をしてほしいという河川管理者の要求はよくわかるから努力はしますと。どういう形でやっていくかというのは委員会で、我々としては検討しますということ。その上で、だからどうなるかということは、それは河川管理者のほうとしてもまだペンディングだと、そういう理解でよろしいわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

まず今、山下副委員長からのお話の中で非常に残念だったのは、この委員会にかかっている経費が河川管理者と庶務の間で決まっていて、委員会としては知らないことであったというのは非常に残念なことで。当初より委員会としてもコストの管理を図るということで進めておったわけですし、どれくらいかということは委員会の庶務も把握されていることでしたから、当然審議がどれくらいになるかということを見越して委員会としても費用の管理というのをされているというふうに我々としては認識しておりましたので。その問題だけ、何かその増額の変更対応を河川管理者のほうにだけ言われるということは非常に残念なことだと思っております。

○千代延委員

千代延です。一見、非常に筋の通った話ですけど、現実には、今まで、かつてずっと2次のときも、総額はこれだけの予算があると、その中でどういうふうにやるかというのは一度もやっておりませんし、3次になってもやっておりません。そうですよ。もうえらい白々しいですよ。それすら御存じなかったんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

私もその場にいたわけではないですけども、これまでも委員会経費の中のことにつきましては、いろいろ委員会の中でもご議論していただく中で、当時の委員会の執行されている方々におきましては、委員会の庶務でどれくらい費用がかかっているかというのを前提にいろいろ議論しておられたというふうに私は承知しています。

○宮本委員長

西野さん。

○西野委員

過去の話は、今やられても担当者もかわっておられるし、ここのメンバーもかわっているわけで。やはりその年間10回で、きょうが6回目であと4回しかないというのは、少なくとも年度の最初にそういうお話を委員は伺ったことがなかったわけです。その半分以上終わってから、あと残り4回しかないですよと言われて、今大変驚いているんですけど。やはり最初に、10回しかないというふうに年度の当初に言っていただければ、もう少し今後の運営とかのやり方というのはあったかと思うんですけども。半ば終わってから言われますと、かなり我々としては当惑をするという感じになっているわけで。

最初にそういうことを、委員会の一番最初にですね、この年度の最初にお話ししていただいたと

いう記憶が一員としてはないんですけれども、していただいたんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

その点で事実関係を申し上げますと、我々のほうから、10回開催しますので、お幾らお幾らでやろうとしているということは申し上げておりません。そうなんですけれども、もともと委員会でどれぐらい経費がかかっているのかとか、そういうことは、委員会の皆さんのほうも承知しようとしたら知れる立場にいるということが、もともとこの淀川の委員会のやり方だと思うんですね。この委員会の庶務というものを、河川管理者から独立してこういうふう運営していくと、委員会自身が自主的な運営でやっていくということだと思うので。

河川管理者が言ってなかったということは、それはもちろん事実でありますけれども、それがこちらとしてお示ししてなかったということだけに帰着されてしまうと、少しこちらとしても言いようがないと。

実際に、国会でのこういうご指摘も急遽なされたわけですので、我々も改めて今の状況を確認すると、そういう状況だったということです。

○田中委員

田中です。委員会側からどのぐらいで、今回の場合はどういう提示が示された、それによって予算を組むというような表現をされてたんですが、それでよろしいですか。

整備局のほうからの提示された予算ではなく、委員会側から、このぐらいの予算でという費用の提示があって、それを受けて予算を組んだというふうに受け取っていいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

私ども、昨年度、原案を発表してからということにつきましては、当初のスケジュール、いろいろ皆様にご無理を申し上げましたけれども、12月末までに意見を出してほしいとか、その後もやっていただきましたので、こちらとしてお願いしている分については昨年度の部分について予算を確保いたしました。20年度につきましても19年度から予算を確保してやるということですが、進捗点検を踏まえても7回審議をすればある程度できるかという、ある程度の我々のこれまでの実績の中からの見込みでやってきたわけです。

それについて委員会のほうにお示ししてやってたのかというと、それはお示ししてやっているわけではございません。我々として過去の実績から踏まえてやったということです。

○田中委員

委員会側からこういう提示があった、その上で予算の枠をある程度考えるのではなくて、整備局側が今回、今おっしゃったように、10回程度に形を整えて、それで予算を組んだというふうな受け取っていいわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

もちろん、それはそれだけ見るとそうなんですけれども、私ども、先ほど申しあげましたように、

委員会あるいは特に執行されている方にとっては、この状況というのは庶務との関係で密にやっておられますから知り得る立場にあって、そこについて今後どれくらいできるかというのはわかるわけですよ。すべてやるだけやった部分だけ河川管理者が後で追加変更して費用を出すのであれば、これまでと同じようなことであって、これまでも昨年のレビュー委員会から指摘されたことについて、コスト管理をしていくということが特に何も示されていないわけですよ。ですから、そこら辺についても、今回改めて委員会としても我々としてもいろいろ改善を図っていかないとけないということです。

○山下委員

何か話がだんだん堂々めぐりになってきたのですが。

河川管理者としてどう考えているかということを、ちょっと確認しておきたいんですが。すなわち委員会の側も、今後の委員会運営に当たって最大限、できる限りのそのコスト削減を検討することは、多分、具体的にどういう対応をとっていくかというのはこれからの委員会の中での議論だと思うんですが、その点では恐らく基本了解がとれるんだろうと思うのです。

ただ、委員会としては河川管理者のほうからいわば求められているべきことというのはあるわけですよ。それはもちろん、いたずらに時間をかけることなく、できる限り効率的にやっていくとしても、しかしやっぱり何回かはかかるとかということであれば、それについては河川管理者としても委員会がちゃんと議論ができるように配慮は最大限していただけるというふうに理解してよろしいですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

私、最初に申し上げておりますように、必要なものは実施していただきたいということは申し上げました。ただ費用の問題ももちろんあるので、必要なものがあともすごくというような話になると、それはそれで費用の問題が出てくると。だから、その切り離しているのではなくて、それはもう一体として考えていただかないといけないというふうに思います。

○河地委員

委員長。

○宮本委員長

はい。

○河地委員

河地です。委員長にお尋ねしたいのですが、この委員会の前に毎回運営会議というのを持っていたと思っていますが、昨年度来、8月以降今日までですね、各委員会の前で運営会議を持ってもらっていますが、その中でコスト縮減、あるいは時間管理の話は出なかったんですか。

○宮本委員長

少なくともコスト縮減の話が出てきたのは、この前の5月16日の運営会議が初めてでした。ただ、

我々はレビュー委員会でいわゆるコスト縮減を図ろうという、そういうふうなご意見もいただいていますから、それはもう常々考えないといけないというふうには思っていましたけれども。今までも、例えば委員の謝金の払い方を少なくするとか、できるだけ例えば会場を安いところを借りるとかいう努力はしてきてはおりますので。そういうことをさらにやらなければいけないのかなというのはありましたけれども、具体的に運営会議で初めて出たのは、この前の5月16日の運営会議が初めてでございました。

○河地委員

よろしいですか。重要なことなんですけどね、時間管理、コスト管理。これはこの委員会が立ち上がったときに皆委員は知っていると思いますね。重要な運営会議の課題、テーマだと思うんですが。それに対して5月に言われたからといって考え直したというのは、これは僕はちょっとおかしいと思うんですけどね。

○宮本委員長

そうおっしゃったらそうかもしれません。ただし、今までそれじゃ、この委員会が何か無駄な回数をやったのかと言うたら、皆さんそうでしたでしょうか。これは精いっぱい河川管理者から説明を受けて、とにかく理解しようという努力をして、そして審議をしてきて、とりあえずの中間意見までまとめたということですので。その辺については、何かただらと時間だけ費やして回数をやってきたということはないと思います。

ただ、今おっしゃるように、もっと例えば会場を安いところを借りるとか、あるいは資料を、一部カラー資料というのを白黒にしましたけれども、そんなことぐらいをやっていますけれども、何らかのそういう努力をさらにやるべきだったとおっしゃれば、私はそうだと思います。

○河地委員

まさに今になってはもう後の祭りですってね。それはやっぱり最初に運営会議としてきちっと方針を立ててもらわないと、ここに至ってそんなことを言ったってむちゃな話だと思うんですね。国民の税金をやっぱり投入してもらっているわけですから。

○宮本委員長

そう思います。

○千代延委員

はい。

○宮本委員長

どうぞ。

○千代延委員

千代延です。河川管理者も御存じのはずですけども、今ここで責任のなすり合いということではないですけど、今まで、庶務も含めてですよ、今年度はこれだけの予算がありますと。まずこれ

だけの予算の中でやってほしいことはこれとこれだというような、そういうやり方は今までも、2次も1次もなかったはずなんです。今度はレビュー委員会とかいろんなことをおっしゃるんですから、予算額はこうであるからこの範囲でおさめてほしい、やってほしいことはこういうことだ、そういうことを最初にやっぱり言うていただかないと、1次とか2次の延長で運営するようになるのは当然だと思うんですけどね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。確かに金額の明示はしておりません。幾らかかってとかですね。

ただ我々は、ご審議は無理だということには結果的になりましたけれども、当初から昨年8月には、無理な日程かもしれませんが12月までにご意見をいただきたいと、そういうようなことで言うておりましたし、その後も1月、2月、それから4月になりますねというようなお話もさせていただいております。必ずしも費用という面だけの金額での表示じゃなくて、スケジュールの中でも我々としてはお示しをしておったわけですから、その中でも審議の中でできるだけ効率よくご審議をしていただけないかという、我々としてはお願いをしまいたったわけです。

それで一定の、その費用の中の部分については、我々として何とか一生懸命、ご審議していただく分については増額変更も含めて対応していこうというふうに心構えをしてきたところです。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。では、村上さんからどうぞ。

○村上委員

村上です。きょうの審議資料の1-1にあるように、まだ審議すべき論点は非常にたくさん残っている。やはり費用的にきついから少し回数を減らそうというのは、私は逆立ちしたような議論ではないかと思えます。とりあえず私はこの1-1、これが本当にこれから議論する必要があるのか、そこのところをまずやって、そして委員会としてもあと何回やる必要がある、これをきちんと出す必要があるんじゃないかと思えます。

やはりこの1-1の課題、これはもう数回の審議で済む問題ではない。それからこれに載ってないような第2次委員会からの宿題の仕事もまだたくさん残っているはずなんです。私は費用の面よりもこの中身の問題、まずそれを議論していただきたいというふうに考えます。

○深町委員

こういうふうな議論がここまで来たという過程の中で、前回、多分この委員会よりも前に、耐越水堤防に対することはどうですかというような議論があって、その実現性に向けての検討とかコストの問題を早く出してくださいというふうにお願ひしてたと思うんですが、結局出てきたのが前回ですし、それが出てきたなと思ったら、もうお金もないしということだと、私たちはやはり必要な資料とか題材があって初めて議論ができると思うんですが、ちょっと余りにも唐突で。せめて今年度の最初に、予算がこれだけで、河川管理者としても最大限こちらとか住民の方がお願ひしている

答えを出していただくというようなことがあって、ここに来て、それでも足りないということであれば、また考える必要があるんですが。

やはりちょっとその辺の経緯も含めると、私としては非常に、今回はそういうことはがっかりしています。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。今の耐越水堤防のとか事業費の提示がおくれたということで、確かに昨年の時点で我々のほうは明確な回答をしておらなかったわけですが、ご質問を何度もいただいたのですけれども、我々といたしましては今、きょうも後でご説明いたしますけれども、前回もご説明いたしましたように、耐越水堤防というのは我々としては代替案にならない、当てにできないものに対して多額の費用をかけることはできないということはこれまで申し上げてきて、それに対して費用をかけるというものではないということだったんですけれども、試算をして出したというのが現状です。その前にも我々として、河川管理者なりに、やっていることが越水に資する部分は幾らかということもお示してきたわけです。

そのできないものに対して費用を出すということが難しいということをお示しして、仮に試算をしたらということをお示ししたのが、何か事業費が出たというふうに示されたというふうにご理解されるのでは、それは間違いだと思っております。我々はもともと、それに対しての費用はございませんということをお示ししておいたと思っております。

○深町委員

実現の可能性については、それは判断していただいていると思うんですが、やはりいろんな意見とか質問が出てきたときに、できるだけ、仮にもしそれをやるとしたらという試算をするのであれば、前回できるのであればもっと早くそういうふうな姿勢を示していただけたほうが、よりもっと中身の深い議論に行ったと思っております。最終的にできるかできないかの判断ではなくて、こちらが尋ねたことに対して、できるだけ早く立場なりいろんな可能な試算を出すというのが、やっぱり誠意のある対応ではないかなというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

もちろん、ご質問には我々、誠心誠意お答えするというので臨んできたわけですし、できる限りのことは尽くしてきたつもりなんですけれども、原案とか整備計画の案を作成するに当たって皆さんに意見を願うときには、もちろんたたき台としてのこともありますし、ご質問にお答えするというのもあると思うんですが、逆に専門家の先生がこれだけ集まられた中でやると、これだったらこれぐらいかかるのではないかなというふうなことを専門家のほうからも出していただくということで初めて議論というのでできると思うんですよね。で、河川管理者のほうから、この対策にはなかなか費用がつかない、こういうことは難しいと申し上げたことだけをもって、河川管理者が時間を引き延ばしただけにとらえられても、こちらとしてはそれだけの問題に帰

着するものではないと思います。

○宮本委員長

一言だけね、うそを言っているから言いますけど、確かに耐越水堤防は難しいとか、技術的にできないとか、いろんなことをおっしゃってましたよね。しかし、この前求めたのは、ハイウオーターから天端までの補強を求めたんですよ。浸透と洗掘の。そんなものと、今の越水堤防の事業費がどうだこうだということとごちゃまぜにしてね、初めからそんなものはできないから出さなかったとおっしゃるのは、それはもう全然論理的にはおかしいですよ。我々が求めたのは、ハイウオーター以上から天端までの浸透と洗掘対策の補強のお金を出してくださいと言ったんですよ。それをですね、全部の越水を、それも全川にわたっての越水を出してきたわけでしょう。その議論をぐちゃぐちゃにしてもうたら困りますよ。

まあ、ちょっと今ここで越水の話をするのはおかしいので、堤防の話はちょっと置いておきますけれども。だけど余にもめっちゃめっちゃなことを言うから、もう本当困るんですよ。ちょっと今は、それはまた後でやりますから。

今の、そのお金の話と回数のお話をもう一回整理しておきますけれども、我々は、この前も言っているように、この前出した意見は最終意見ではありません。最終意見を出すためにこういうところを見直してほしいという意見ですよ。それはもう皆さん方がご了解されていると思います。したがって我々の責務は、あと今後議論すべき論点も含めて、これについてきっちりと議論をして、ただし、この議論はもういいやというのは、それは当然整理していかないかんとしますよ。だからと結論の出ないような議論をするつもりはありません。我々はそういうようなものを含めて最終的な意見をできるだけ早期に出す、しかしそのときにはこの委員会の運営をできるだけ効率よくする、したがってそのコスト縮減も図るということです。我々はそれをそう言うしかありません。

それに対して、先ほど河川管理者は、何かこの前おっしゃった庶務に言われた話では、もうきょうで1回、きょうだけおしまいだというふうなニュアンスにとれたんですけども、そうではないと。それについては河川管理者も十分我々が議論されることをフォローしますということです。

そういうことでよろしいですね。そこの確認だけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。

その1回限りとかそういうようなことを明確に申し上げて、それでないといけないとかと言っているわけではなくて、1回ということ想定してというか、今後のやつも想定して今積算ということとをきちっと庶務のほうからお伝えしてくださいということをお願いしたところです。

○宮本委員長

はい、わかりました。

それでは、これからきょうは今後審議すべき論点ということで議論していかないかんですけれども、その前に、この前、我々が意見書を出して、最終意見を出すために原案を全部もう一回書き直してくれという指示ではありません。ただし、我々がこのポイントについて見直してほしいということについては、こういうふうに見直します、あるいはこれについては見直しませんということを出していただいた上で、我々はそれに対する最終意見を申し上げますということを私が申し上げました。

それに対して、きょうご欠席ですけれども、河川部長は、「はい、わかりました」、「はい」ということをおっしゃいました。そして最後に私が、我々が指摘した事項について何らかの形で再提示していただくということで、それを前提にきょうこれからの審議をしまいたいというふうに思いますというふうに申し上げました。これは前回の委員会なんです。

それで、我々はこれからできるだけ効率よく審議していく上でも、一体我々がこの前に意見で求めたいいわゆる見直しと再提示、いつ出していただけるんですか。そのことによって、また今後我々がどの程度の頻度で、どういうふうな審議の進め方をするかというのは変わってくるものですから、それを出してもらわないと我々もスケジュールの立てようがないわけですよ。その辺、お願いいたします。お答え願いたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。

今の議事録の委員長からの話の中で抜けておったのは、そのお話のやりとりの後に、私のほうがその後の説明を前回させていただきました。私どもというのは、いただいた意見も踏まえて、原案ということはどうやってきたのか、これまでいろいろな面で当初出した原案から加えて補足説明もやってきたわけでございます。我々の考えということをできるだけわかりやすくお伝えする努力もしてきましたし、今回の意見書を踏まえた形で前回の5月13日の会議のときにも私が冒頭に申し上げましたように、見直しの一環の中で、ご説明、補足説明をさせていただきますと。我々の考え方を委員の方々にお示しするということ、これこそが求められていることだということで、何も紙に返してあるわけではなくて、我々の考えていることはそうなんだと、意見書を踏まえた上で我々の考えていることはこういうことなのだとということをお示したということでございます。

○宮本委員長

ですから、それがいつ全部出るんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

それは5月13日にご説明しましたし、本日もご説明するところと。

○宮本委員長

だから、それがいつまで続くんですか。要するに、我々はこの前の意見書で、ダムを含めて4つか5つのポイントを出しましたよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

あれについて皆さん方は、改めて文書で書き直すことはしないけれども説明すると、この流域委員会の場に出してくるとおっしゃっているわけですね。それが一体いつまでに全部出るんですかということをお聞きしているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ですから、それはこの前のときにご説明いたしましたし、きょう残っている部分の若干のご説明、それでご説明は済むわけで。

○宮本委員長

そうすると、見直し再提示はきょうの補足資料ですべて終わりと、皆さん方はそうだとおっしゃるわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

見直し再提示というか、もともと見直し再提示ということでは原案の見直しということではないと言っていましたけれども、意見書でいただいている意見の内容について、私どもとして、河川管理者として申し上げなければならないことを申し上げるということについては、本日も説明をすることでお返しすることになると思います。

○宮本委員長

そうすると、前回いろんな資料が出てきました。利水についてもいろいろありました、環境についても。例えば環境については、あれが例の治水・利水・環境を総合的に判断してほしいと、もう一回その辺について提示してほしいという中身があれだったということですか。そういうふうには理解しなかったんですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

何も紙という形で出すということだけでなく、我々の考えをこうやってお話しすることでも十分我々の考え方を示していると思います。

○宮本委員長

ですから、いいんですけれども、前回のあの紙と説明が例えば第1項の皆さん方のフィードバックだということですか。

どうしましうかね。そうすると、今の見直し再提示というのは、そういうふうな説明でかえるんだと。その説明というのは前回やったし、きょうの何か補足説明をやるということで、皆さん方はボールを委員会に投げ返したというお考えですね。

どうぞ、竹門委員。

○竹門委員

今のように我々が投げかけた疑問点にあれで答えたというふうに言っていたらと、当初この流域委員会の委員になってくださいと頼まれたときに与えられ、私も一生懸命考えてきた「いかに治水、利水に環境を組み込んで総合化していくか」というテーマが全くないがしろにされていることになると思います。これは、これまで流域委員会で継続的に取り上げられてきたテーマです。1次、2次の議論と提言があった上に3次が出てきたわけですから、当然ながら、河川整備計画に具体的に反映させる方法についてここで十分に審議して意見を言い合って、それを参考に決めていただきたかったわけです。

しかし、実際にはこの昨年から現在に至るまで多くの審議の時間がダムとの必要性に対する説明がほとんど占めておりました。それを、我々が受け入れたのは、ダムの必要性が必ずしも総合的に検討されていなかったため、その検討をすべきとの立場からもっと議論が必要と考えたからです。もし河川管理者の側がダムに関してはもう方針を決定して、ここで我々が審議してもその必要性に一切変更の余地なしということであれば、実に無駄な時間を費やしたことになります。

これはダム計画よりも無駄にならない、コスト的にも環境的にもよい道はないかということを検討せんがために質問し、見直しの方法はないのかということを追求してきたわけです。これらの時間と努力は、我々の意見が何らかの形で体现されて初めて報われるわけです。

しかし、当初の提示された原案と一切変わらないのであれば、これは国会で無駄な時間を費やしたと言われても仕方ないと思います。私は国会でどれだけ時間が必要なんだという批判が出されたときに、河川管理者は「よりよい河川整備計画をつくるためにこれだけの審議が必要なんだ」ということを胸張って言っていたらいいですね。そうしないと、我々だって他のたくさん忙しい仕事があるのに、特別の情熱があって好き好んで流域委員会に来ているというだけではないですよ。それなりの社会的要請があって、その責任を少しでも果たそうという意識があるからここに来ているわけであって、私は今の議論を聞いて非常にむなしくなります。

やはり河川管理者もこの委員会に対する意義を主体的に主張していただきたい。対外的にもです。結果的にせよ、ダムの審議だけで終わるとするのは、ここに書いてある本来審議すべき論点からすれば、非常に狭い論点でしかないわけです。その意味ではもし行政的にここは変えられないという事情があるのだしたらそれも先に言っていて、その範囲内でどこまでが流域委員会から出した意見が反映し得るものかという部分を本来は河川管理者のほうで整理して、制約条件としてここまでは変えられないということをお願いして、進んでいくのが建設的だと思うんですね。

ところが、あらゆる段階で一応もとに戻れるんだという前提で議論が起こるから、言ってみれば両論併記的にいってしまうという部分があったと思うんですね。ですから、ここで時間切れというのではなくて、やはり淀川水系流域委員会が淀川の河川整備計画をよりよいものをつくるために必要な論点を一通り審議した上で委員会を閉じるというように、必要性の側から予算計画を立ててい

ただきたい。ここでお金がないからおしまいになるというのは、我々に対しても社会に対しても無責任だと思います。

○宮本委員長

久委員。

○久委員

私、2点に絞らせていただいて、意見と質問を申し上げたいと思うんです。

通常の委員会、従来の委員会形式でしたら、恐らくこの第3次と言われるところからスタートするのだと思うんですね。つまり原案が示されて、それに対して委員が意見を述べ原案が案になり、そして計画になっていくというプロセスになってきたと思うんですね。

ところが今回の場合は、さらにその前に委員会が開かれ、白紙に近い状態から議論を繰り返してきて、その基礎原案、そして基礎案というのができてきたと。ところが、この基礎原案、基礎案の内容と今回出てきた原案というのがかなり内容的に違うというところで、そうすると第1次、第2次は何だったんだろうかというところでまずそごが生じていると思うんですよね。そこが1点、私の意見です。

もう1つは、今度は質問も兼ねてなんですけれども、今後原案から案に変わり、そして最終的には案が取れ計画になっていくと思うんですが、そのプロセスに対して我々委員会のメンバーとか傍聴者の方々がどのプロセスで、どういう形で再度意見が申し立てられるかというところの共有が図られてないというところで、この原案のレベルで議論があっちへ行ったりこっちへ行ったりしているんだと思うんですよ。

そうしますと、最終的にこの原案が我々の意見に従って案に変わり、そして最終的に案が取れ計画になっていく段階で、この委員会は再度どの段階でどういにかかわりができるかということ、そのあたりを少し共有しておきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○宮本委員長

はい、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。

今のご質問の中で少しよくわからなかったのが、原案とこれまでの経緯のことについてはわかりましたけれども、ちょっと我々のほうとしての今後の今の意見書に対してのレスポンスについてどうやるのかを示さないとわからないということですね。

○久委員

これは単にこの整備計画だけではなくて、計画論というのは大体原案が委員会に出されて、意見書をもらいながらまず案に変わりますよね。案の段階でパブリックコメント等を取り、最終的に案が取れ計画になっていくわけですね。恐らくそういうプロセスをこれもたどっていくわけですよ。

その段階で、これはいろいろな委員会によって違いまして、もうほとんど委員会は1回しか意見が言えない場合もありますし、再度その案が変わる直前に、こういう案でパブリックコメントをかけます、いかがでしょうかと言って、もう一度その委員会にフィードバックする場合があります。そのあたりがどうなんだろうということなんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そもそものご説明のところだと思います。当初のときにもご説明しましたし、この前の流域委員会のときの資料でもおつけしたんですけれども、河川法に基づく河川整備計画の策定過程は、まずは河川整備計画の案を作成するに当たって学識経験者の方と関係住民の方と、それから市町村長の方、自治体の長の方のご意見をお聴きするというところなんです。

大きくはその3つの流れがあるわけですけれども、住民の意見につきましては、昨年に原案を提出してから12月でもやりましたし、その後もまた年を越えてからも我々として引き続き、現在でもホームページなどでいただける部分はいただくというような過程を続けているわけでございます。

それから、自治体の長につきましても、昨年いろいろ我々も原案をお示ししてご説明してご意見をいただいて、12月に一通り流域の市町村長が集まった意見としていただいて、その後も我々も個別にまたお伺いしてずっと事情を聞いているところでございます。

3つ目の流れというのがこの学識経験者ということで、この流域委員会というところに我々として諮問いたしまして、ご意見をいただくということです。整備計画の案についてのご意見をいただくということで、原案をたたき台として提出させていただいたところで、いろいろ皆さんのほうから活発なご意見をいただいているという状況でございます。

我々としましては、その3つの主体からいただいているものを適切に判断して、河川管理者として計画案をつくる。その計画案を今度は各関係府県の知事のほうに協議をさせていただいて、知事のほうからご意見をいただくということです。知事が我々に意見を返す前に、関係市町村長のほうにも意見の照会をするというプロセス、これは河川法のプロセスです。要は、それにのっとってやっていく段階の整備計画案を出す前の段階に来ているという状況でございます。

○久委員

そういうことじゃないです。私も勉強してますので、そういう法定手続はわかっているつもりなんです。その法定手続を粛々とされるのか、ある運用上の柔軟な対応で再度もう一度返していただけるのかそこを確認したかったのですが、今のお答えは法定手続で粛々と行かせていただきますというお答えだったと私は理解しました。納得はしてませんが、理解はしました。

○宮本委員長

西野委員。

○西野委員

西野です。

質問なんですけれども、これまでの流域委員会の経緯では、まず基礎原案の出る前に提言を行いまして、それを受けて基礎案が出てきて、その基礎案に対するまた意見書を返してということをやっております。今回、原案に対する意見書は出したわけですが、それはこの88ページか何かの原案の中のダムの部分についてと、あと基本的な考え方についてということで、そのほかの部分、例えば環境であるとか土砂であるとか水位であるとか、そのようなものについては、ほとんど意見を言っていないのが現状です。

1つお聞きしたいのは、委員会としての任期、つまりこの委員会の任期はいつまで、それともう一つはこの原案に対する意見というのは、もう言う機会がないのかどうかですね。このところで意見書を出すようなチャンスもないということなのか、ちょっとそこが理解できないんですけれども、それについてはもう前回出したのが原案に対する意見書というふうに河川管理者は受け取っておられるということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。

学識者からの意見のいただき方というか、逆にいえば流域委員会からの意見の出し方というのは流域委員会の中でいろいろご議論されているわけです。我々としてはいろんな聴き方があるということであるわけなんですけれども、今は意見書という形でやっているわけです。我々もともとお願いしているのは、何回も繰り返しですけれども、それぞれの専門的な見地に立ってご意見をいただきたい。レビュー委員会でもご指摘がされているように、必ずしも意見統一ということにこだわらずに、十分な議論の上で効率よくスケジュールの中でやっていただきたいと、我々もそれに乗っ取って8月からやってきたわけですし、そのスケジュールをお示してきたところです。途中段階で委員会あるいは運営会議の中でも論点整理をして、意見を出して集約しようというような迅速な手続もいろいろご提案があった中なんですけれども、実際には現状になっているという状況です。

我々としても1日も早く意見をいただきたいということで、今私どもがこの前にご説明した内容につきましてまた各委員の方々でご意見があるのであれば、1日も早くいただいて、できるだけ我々の作業にもそれを使わせていただきたいということでございます。

○西野委員

それについて、原案全体については1日も早くというのはわかるんですけれども、このデッドラインというのは考えておられるかということが1点と、それからもう1つは進捗状況の点検というのがまだ全然手つかずの状況で残っているわけで、それについても当然説明をしていただく必要があるわけですね。それはいつまでにご説明をされて、いつまでに回答をいただきたいというふうにお考えなんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

まず先ほどのご質問で、委員の任期ということは2年でお願いしておりましたから昨年8月、19

年8月から21年8月ということで、委員の任期ということですよ。

我々として委員会のほうに要請した内容につきましては、整備計画の案について専門的な見地から意見を述べるということと計画の進捗点検についてと、これは8月9日の最初の第3次の委員会のときにお示しをしていたというふうに思います。その中で今までやってきたということで、我々としては整備計画ができて進捗点検もするということですが、この20年度にはそういうような時期になるのではないかとということで、計画ができるという想定の中で進めておいたわけですから、それについて現地を見ていただくとか我々として資料を用意して評価していただくとかということを進められているわけですが、今はまだこの整備計画というものをつくる作業のほうに専心しているわけですので、明確に進捗点検のことをいつ、どのような段階でやるということについて、明確なイメージが持てている状況ではありません。

ただ早く計画ができたならば、それを踏まえて早速進捗点検のほうの準備もしていきたいというふうに考えてます。

○西野委員

済みません。そうしますと、まず河川管理者としては整備計画の原案についての意見が欲しいというふうにお考えということでしょうか。残りの部分、全く議論してない部分というのがたくさんございますけれども、それについては意見が欲しいと。それが終わってから進捗点検というふうにお考えということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

もちろん、意見があるというものについてはいただきたいわけですし、早くいただきたい。我々はスケジュールにつきましても、何度も申し上げますけれども、今までも何度も切迫感ということをお知らせしてきたと思いますけれども、できるだけ早くということですし、別にとりか、いろいろな形で意見を出していただくようなことは可能だと思いますし、委員会の中でもご議論していただいて、こんな形で意見を出せるのではないかとということで1日も早く出していただければということですよ。

○宮本委員長

そうすると、先ほどの久委員、今の西野委員と絡むんですけども、我々は今、原案に対する意見を言います。それを受けて整備計画案をつくられて、それを今度都道府県知事に意見を求められますよね。当然、流れからいくと、我々の最終的な意見が出て、それを受けて計画案を策定されて都道府県知事に出されるんですよ。ということは、我々の最終的な意見が出ないと、法手続からいくと都道府県のほうに整備計画案は出せないということになりますよね。そういうことですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

意見というのは、私も申しましたように、いろんな段階でいろいろ出していただいていますし、最終的な意見というのがどのような意見というのも、この委員の中で全員が一致しているわけ

でもないですし。

○宮本委員長

そんなことないです。そんなことは委員会が決めるんですよ。そんなことは委員会が決めるのであって、我々が最終的なこれは原案に対する意見ですということを我々を出すべきだと思っているし、その努力を今これからもしようと思っているわけですよ。

ですから、この委員会が始まったときに、第3次、河川部長が十分審議してほしいと、そして見切り発車しませんとおっしゃったわけですよ。見切り発車というのは、我々の最終的な意見が、どういう格好になるかは別ですよ、出してないのに次の整備計画案をつくって、それを都道府県に出すということは見切り発車になります。それだけはしないということをおっしゃったんだから、それを確認させてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

我々としては、何度も申し上げますけれども、いろんな形で整備計画に対しての意見をいただくということで進めてきたわけですし、最初の委員の就任のときにもそういうふうをお願いをしてきたと思います。我々としてはそういうような形で、別にその形ということにこだわらずにいろいろいただくということをお願いしたいと思います。

○宮本委員長

それは委員会が決めることであって、あなた方が既にここまで意見をいただきましたということ判断するものじゃないんであって、我々が最終的な意見、これが最終的な意見ですという形がひょっとするとまとまらないかもしれません、それはあるかもしれません。しかし、それは我々の責任として委員会はこういう格好で原案に対する最終的に意見を出しましたと。これは委員会が決めるのですから、そこは勝手に皆さん方が判断して、ああ、これは今までにいろんなことを言われたことが意見だということで、それが委員会の意見だということで整備計画案を次につくるというステップに行かれるのは、これは見切り発車ですよということを言っているわけです。

私の今言ったことに対して委員の方でご意見がある人は言ってください。

○川上委員

さっきから調査官の発言を聞いてますと、ちょっと聞き捨てならない言葉があったんですけども、これからも意見のある委員がいらっしゃったら個々に意見を出していただいて結構ですみたいなね、それやったら委員会要らないじゃないですか。それはとんでもない曲解というか誤解だと私は思いますよ。訂正してください。委員会として、これが最終の意見ですというふうなものを出さないと、淀川水系流域委員会の委員会としての意味はないんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

委員会としてそういう考えであるということは、それは今川上副委員長の話がございましたけれども、レビュー委員会のときのことで、十分な審議を踏まえた上で、その上でスケジュールの管理、

コストの管理を踏まえて効率的な運営して、必ずしも意見は統一されなくても意見を出していこうというようなことになっていたと思います。私どもは、そういうような認識であります。

○千代延委員

千代延です。

コスト管理とか効率とかいうのはちょっと横に置いて、委員会をつくった限りはこれが審議、最終の意見ですというのをお出しするまでは、いろんなことをお聞きするのは結構ですけど、そのために委員会をつくっているんですから、委員会がこれが審議の結果ですというのを出すまで、それは前に行ってもらったら困りますよ。それで、その委員会の中で最終的に意見がまとまらないかもしれないかもしれません。しかし、それはやりましたけど、これが最終でまとまりませんでしたというのは委員会が決めることでしてね。

それからもう1点、見切り発車の話が出ましたけれども、今回予算的にあと何回しかない、これは兵糧攻めによる見切り発車と私は受けとめたんですが、何人かの委員さんからも出てますけれども、これだけ残った課題もあります。それからこの前の意見書も中間の段階のものであるということなんですから、やっぱりまとめの議論はさせていただきたいと。

それからもう1点、竹門委員もおっしゃいましたけれども、国会でどなたかが取り上げたという話ですけども、そういうときに皆さん、事業をするときにB/Cということをよく言われますね。これは委員会で1億、2億使っているけれども、成果としてこれだけのことがあるというぐらいのことは言っていたきたいし、我々は今までの提案の中でも、この間の意見書の中でも何億というメリット、これは経済的に評価できるものとして提案しとるはずですよ。それをいろんな理屈をつけて受け入れられないとなれば、そのメリットを取ることにはできないと思いますけれども、やはりどれだけのお金がかかると、それは確にかかるとるんです。かかっておりますけれども、これだけの効果が上がっているというのは、やっぱり冷静に認識させていただきたいと思います。その上で、ああいう国会での問題でも対応していただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今の千代延委員のところでもコストの面だけにお答えすると、確かに縮減できる部分の努力はしないといけないわけですし、その時期がちょっとおくらせていたということがあると思いますので、それはきちっとやっていかないといけないというふうに思っております。

それから、私ども先ほども久委員からのご質問に答える形で言いましたけれども、もちろん我々としては市町村長からも意見をいただいておりますし、住民の方々からも意見をいただいております。我々としては、早期の策定ということを言われています。これは委員会も同じご認識だというふうなことを言っておりますけれども、実際にこの我々が当初想定していたスケジュールからしてみたら大分おくらせているわけでございます。

我々としてみたら、やっぱり地域のいろいろとこういうことを切望されている方のためにも早く

整備計画というものを策定すべき、そういうふうに我々としては考えております。

○宮本委員長

寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶委員です。

残されている費用が限られているということなんで、とにかく我々がどうするか、そういう議論に持っていけないといけないと思うんですけど、ずっとお話を聞いていてがっかりしたのは、委員会と国交省の間でミスコミュニケーションでこういう事態に陥ったのかなと思います。前回でしたか、前々回でしたか、中村委員が今後のスケジュールについてどういうことであるかちゃんと共有しながら進めていくべきであるとおっしゃったんですけども、そういうご意見も反映されないまま、きょうに至ったのかなという気がします。

それから、先ほど西野委員が専門的な分野については、ある程度人数を絞って効率的にやる必要があるんじゃないかというご提案もありました。それも以前に私も提案したこともあるんですけども、この委員会は全体でやっていくんだという「全体会議主義」といいますか、それをやってきたせいでちょっとコストがかかった、あるいは時間がかかった点があるのかなという気もします。

それから、8月に整備計画が出た後、10月でしたか、事前会議で川上副委員長が各章について各委員がどういうふうな印象を持っているかというようなことをまず出し合おうではないかというようなご提案があって、私もそれに賛成したんですけども、そういう形で進めていけば、今積み残しのことだってもう少しずっと並行して議論ができたのではないかなと思うんです。過ぎてしまったことを言っても仕方がないんですけど、そういった面で我々の運営についても問題があったんじゃないかなと思います。

それと四、五回前でしたか、本多委員がまだ議論していないことがあるとおっしゃって、久委員もおっしゃって、そのときに私が申し上げたように、どういうことですか、内容をちゃんと意見書なり資料で出してくださいと申し上げたんですけど出していただけてないし、前々回も宮本委員長は「私も言おうと思ったんだ」とおっしゃって、各委員が個別のきょうの資料、審議資料1-1に書いてあるような項目について、どのようなご意見があるのか示していただけたら我々も考えやすいので出してほしいと申し上げておって、それは2回前で、前回は出ておらなくて。きょうは私は実は楽しみにしてきたんです。何人の委員が出していただいているのかなと。そしたら、千代延委員の2件だけだったのでちょっとがっかりした面もあるんですけど。そういうことで我々自身も審議を促進するようにもうちょっと動く必要もあるのではないかなと思っておりまして、これから限られたコストの中でどういうふうにやっていくかという議論をやりませんか。

○山下委員

幾つか委員会として共有しておきたいということがあると思うんですけどね。我々、3次の委員

会が無駄なお金を使った会議運営をやってきたということはないんですよ。だから、我々としては、委員会としてやるべき形でやるべき議論をやってきた。したがって、無駄をやってきたわけではないのです。

その上で、しかし河川管理者のほうからそういう要請もあるし、コスト削減については努力しましょうということ、それはそうだなと思う。ただし、淀川水系流域委員会としてこういう形で議論してきた、開かれた形で議論してきたということをいわば減らしてまで、それを減らしてまでコスト削減に努めるべきかどうかというところは、結構悩ましい問題として考えておかないといけないと思うんですよ。単に議論すればいいというだけではないわけですから、議論の仕方があるわけですから。

そういう中で、無理がどこまでできるかというのは、むしろ我々としてはこれから少し具体的な案を考えなければいけないし、議論もしなければいけないよねという段階だろうと思うんですね。それは次の段階だろうということ。

2つ目は、ちょっと私も気になっていて、ちゃんと井上さんのほうから答えがなかったなと思うのは、さっき宮本委員長がおっしゃったこれから我々が、きょうの、これからの實委員のおっしゃったように、どういうテーマについてどういう議論をしていくかということをやらないといけないと思うんですけども、そういう議論を踏まえて最終的な意見をまとめるまで、委員会としての意見が出るまでは計画案が見切り発車することはないんですよ。これは、私は河川管理者のほうにきちっと確認はしておきたい。そうでないと、我々これから何を議論していくんだということになってしまいますから。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。

意見というものは、今まで言っているように中間意見だとか最終意見とかありますけれども、流域委員会だけじゃなくて関係の自治体の長からもいただいていますし、住民からもいただいています。彼らだって一度は年末までに我々としていただきたいということで、こちらからお願いしたことについて言っているんです。その後もいただいています。我々も流域委員会も同じようにいろいろいただきます。意見というのはいただきますけれども、我々としても計画の策定ということがございますので、1日も早く出してくれということしか言いようがないんですよ。

ただ、それがいつまでに出るのかこちらとしても委員会のほうからも具体的にお示しされていないというような状況の中で、何も今、先にそちらの答えだけ言えとかそういうような話ではなくて、我々としては1日でも早く出してほしい、それしか言いようがないです。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。これは非常に大事なところで、ここはきっちり押さえましょうよ。これは今後審議すべき論点って結構いろいろありますよ。これは本当に論議しないと意見が出せないも

のがいっぱいあるんです。だけど、これをやろうと思ったら、物すごいエネルギーがまたこれからかかるんですよ。こんな簡単に1回、2回の委員会で多分できないと私は思うんですけどね。

そうすると、我々最大限に努力すると、委員も一生懸命汗をかくと思うんですけども、そのときに、いや、もう流域委員会の意見は何が出ようと我々は「ワン オブ ゼム」で我々として適当に判断しますからいいんですということをおっしゃると、我々はこんなことでこれから審議する気力が出ないわけですよ。どうしてこれからこのコスト削減も図って、うまく委員会を運営して、できるだけ早く意見を出そうかということをおっしゃると、我々は悩むわけですけどね。そこを今みたいに何ともおっしゃらないで、要するに見切り発車もあり得ますというふうなニュアンスのことをおっしゃると、これは本当にたまらないんですよ。

ですから、そこだけおっしゃってください。見切り発車しないということをおっしゃると河川部長がおっしゃったんだから、今回も見切り発車はしませんと。しかし、できるだけ早く意見をくださいと、我々にプレッシャーを与えてくれるのは結構ですよ。そこだけははっきりおっしゃってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

委員会を始めるときに、そういうふうに部長が申し上げたというのは我々の本当の気持ちを申し上げたと思うんですけども、その先ほど来、井上が申し上げてますように、昨年の年末、年末は非常に急な話だったということで年度末で、最後4月と。我々もとにかく経過。

○宮本委員長

ちょっとおっしゃってください。昨年の12月だとか1月、2月ということをおっしゃるのなら、ちゃんと耳をそろえて求めたデータを出した上でおっしゃってくださいよ。それが出てこなかったんだから、それをまた今ごろになって12月までに答えを出してこれたけれども、委員会の審議がおくれたから出てなかったんだと、そういう言い方はやめておっしゃってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

委員長、いいですか。そういう言い方をしているわけではなくて、我々としてもそういう思いでやってきているということをおっしゃると委員会にも申し上げてきたつもりでございます。4月22日に意見書をいただいて、我々そういった意味ではやっと意見書をいただいたという思いでこの前、13日もあんな形で一生涯懸命それに対する我々の考え方を申し上げさせておっしゃっているということでございます。井上が申し上げてますように、我々としては昨年8月に始めた会議以来、とにかく早く整備計画をつくらなければいけないということで今作業を始めたということをお前回申し上げたわけでおして、何とか早く計画をつくりたいということで今作業を進めているということをお申し上げているわけでおです。

○宮本委員長

いや、いいですよ。私の聞いたのは、見切り発車しないということをおここでおっしゃると、どうですかと聞いたわけでおですから、それを答えてくれたらいいので、もし今ここで見切り発車

しませんとは言えませんというのなら、それを言ってくださいよ。それをはっきり言ってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

先ほども私が答えたとおりです。1日も早くいただきたいというのは我々がお願いしていることじゃないですか。ずっとお願いしているんです。それをぜひお願いしたいです。

○宮本委員長

ということは、要するに答えられないということですね。見切り発車を我々はしてほしくない、皆さん方もそう言ったんだからと言ったけれども、それに対して見切り発車しませんということは答えませんと、答えられないという答えでいいですね。それを踏まえて我々は今後の審議のやり方を考えます。

ちょっと待ってください。ここは大事なんです。答えてくださいよ、早く。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

何度も申し上げても同じです。我々としては、1日も早く意見をいただきたいと、これをずっとこれまでもお願いしているところですし、本日も申し上げてます。

○宮本委員長

わかりました。そしたら、要するに答えないと、それについては見切り発車しないと明言しませんというふうに我々は受け取らざるを得ないということになりますけれども、そういうことですね。わかりました。では、それを踏まえて我々としては考えないといけないと思います。

では河田委員、どうぞ。

○河田委員

大変難しい問題を議論しているんですが、運営委員会のほうで今後のスケジュールを検討していただきたい。そこで、情報にしても十分だ、あるいは不十分だというのは非常に主観的な判断も入ってまいりますので、十分議論していただき、また、十分情報があるというのも非常に難しい状況ですので、せっきく運営委員会があるんですから委員会として今後どういうふうにやるかを議論してこの委員会に提案して下さい。そこで、どのぐらいの時間をかけて今後検討するのかという議論を踏まえて、河川事業者側と議論するということにしたらどうでしょう。

今日は13人ですけれども、これだけの人数でこの問題を議論したってそれぞれまとまらないと思うんですね。過去からのいきさつもありますから、そういう経費縮減の問題も含めて、この委員会として今後どういうスケジュールでやりたいという案を運営委員会で作っていただきたい。もちろんそこに十分な情報が提供されるとかいろんな付加条件は出てくると思うんです。ですけれども、私たちの任期は2年だということですから、その中で第3期の意見は少なくともまとめなきゃいけないわけですね。ですから、そういうことを踏まえて、そしてそれを求めて河川事業者のほうにこういうスケジュールでやりたいということを示したらどうでしょう。

○宮本委員長

河田委員おっしゃるとおりなんです。ただ、実は今回の特に流域の統合管理システムという大きなテーマがありまして、これについてはそれぞれ多分委員の思いも違うと思うんですよ。何がその論点なのかというのがなかなかみんな共有されていない。

だから、例えばこれについて二、三回やればいいなという話なのか、あるいはもう少しかかるのかよくわからないんで、その辺のことを実はまずフリーにディスカッションしようというのが前回の委員会でやろうと思ってたんです。ところが、河川管理者の補足説明で長引いたものですからできなかつたということで、実はきょうそれをまずやって、それを踏まえた上で運営委員会なりである程度のスケジューリングをやろうというふうに思っていました。

それからもう1点は、先ほど私がお聞きしましたけれども、我々が中間意見で出した見直しと再提示、これが一体いつごろ出てくるのかということも踏まえてスケジューリングをしようと思ってたんですけども、それについてはきょうの説明でおしまいだということをおっしゃるので、それはそれを受けた格好で考えないかと思えます。今おっしゃったように、何らか我々としてもある程度めどといいますか、それを出した上で議論していくべきだというふうに私も思っております。

そうすると、先ほど河川管理者のほうからは、見切り発車についてははしないとは明言されなかったんですけども、委員会とすると我々これから本当に一生懸命に汗をかく上でも見切り発車してほしくない、そこは強いお願いといいますか、委員会として強い希望ですので、これについて皆さん異存ないですよ。見切り発車してもらったら困ります。これは今の委員会の合意であるというふうなことでいいですね。見切り発車してもらって結構ですという人はおりませんよね。

それは、きょうは1回、河川管理者にぜひ我々がこれが最終意見だということを出すまでは、見切り発車をして河川整備計画案を都道府県に提示されることはやめていただきたいということを我々はこの場で同意したということにさせていただきます。

それでは、ちょっと時間が中途半端になったんで、まことに申しわけないですけど、一たんここで休憩をとりまして、それから今後の審議すべき論点についての議論をしたいと思えます。

それでは庶務、お願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、40分まで15分間休憩したいと思います。

それから一般傍聴の方、ちょっとご発言を控えていただくようお願いいたします。

[午後 3時24分 休憩]

[午後 3時41分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開いたします。委員長よろしく申し上げます。

○宮本委員長

はい。それでは再開いたします。今後の委員会審議についてということで、きょうの審議資料1-1ですね。これは前回、前々回でしたか、皆さん方に出していただいて、それを羅列的にリストアップしたものでございます。これについて次回から審議を、それもある程度、先ほど河田委員がおっしゃったんですが、スケジューリングを立てて行っていきたいというふうに思いますけれども、まずこれは項目だけばつと皆さん方に出していただいたものですから、例えばこういうことをぜひここについては論議しておかないといけないんだという話をきょうしていただいて、それで頭の整理をした上で次回からどれから優先的にやっていくのかというようなことも含めて議論していきたいというふうに思います。

まず、この頭から行きますと「住民意見聴取反映」ということについては、この意見を出されたのは。寶委員、出されてましたよね。違いましたか。じゃなかったですか。

○寶委員

寶です。ほかの委員の方もおっしゃったと思いますけど、私も申し上げました。

○宮本委員長

特に住民意見の聴取・反映というポイントで、これは我々の最終意見を出すに当たっての論点なんですけれども、特にこういうことをきっちりと議論しておかないと意見として申し上げるべきではないかという点があると思いますので、その辺について、どういうことを議論すべきかということをご紹介願います。

○寶委員

はい。何回か前に委員の皆さんにお聞きしたときに、前期までは各委員が皆さんの意見を、住民の方々の意見をいろんな形で聞かれて、この場で聞かれる場合もあるでしょうし、新聞紙上で聞かれる場合もあるでしょうし、個別に現地を訪れて聞いておられる場合もあるでしょうけれども、それを各委員がそしゃくして、その上で委員として委員会に意見を出すんだというふうなお話だったのですけれども、そういう形がこの委員会でもそうなのかどうか、それは確認しておきたいと思います。そうしないと、ダイレクトにいろんな意見があるのが、当然意見が反映されませんよね。ですから、意見書に反映しようとするればいろんな意見をそれぞれずらつと列記して出すのか、あるいは今までどおり各委員がそしゃくして、その委員が「住民の意見はこうなので、住民の意見に基づけば自分はこう思う」というふうに言うのか。その辺です。

○宮本委員長

わかりました。最終意見を言うに当たって、住民の意見がいろいろ出ていると。あるいは委員会にあてても意見が出てきていると。それをどういうふうに我々は受けとめて意見を言うかということの議論をしておくべきだろうということでもあります。そういうことで、ほかに何かございますか。今の住民意見の聴取・反映についての議論のポイントです。中身じゃなしに。そうすると、今の寶

委員のご趣旨のようなことで議論させていただくということによろしいですか。では、そうさせていただきます。また修正してもいいと思いますので、そうさせていただきます。

次に、「PDCA」の議論ですけれども、これは、きょうは岡田委員がお見えになっておられないので。これはどうしましょうか。これは岡田委員がおられないとなかなか。何をそのというのはなかなかちょっとね。多分ほかの委員も何か意見あると思うんですけれども、これは岡田委員が出られたときに、もう一回論点の整理ということをさせていただきたいと思います。

次に、「流域の統合管理システム」ということで、これは非常に大きなテーマなんですけれども、1つは、どちらかという治水というかそういうふうなことがメインで「上下流問題」あるいは「流域治水」という話。そして、これは環境問題にも絡むんですけれども、淀川のまさに大きなポイントである巨椋池というものも、これは一つ大きな将来に向けての課題じゃないかというふうなご意見がございました。これについて、この辺がポイントで、どういようなことを最終意見として考えるべきなんだということ。これは、ご意見があったのはたしか竹門委員、それから久委員もそういう話がございましたですね。それから深町委員もたしか巨椋池の話がございました。まず竹門委員からお願いいたします。

○竹門委員

竹門です。論点としましては、もちろん最終的には統合的管理システムという方向に行くんでしようけれども、申し上げたかった論点としては大きく2つあって、1つは治水の対策・方法に関して、これまでの施設による治水対応から流域対応へという思想的な転換が、これまでに何度も指摘され主張されてきたわけですね。その方法としては、大きな1つの施設をつくれればいいんだという発想じゃなくて、面的にできるところをやっていくという発想になるわけですから、その意味でいえば、ある場所の貯水池だけで、流域全体の治水的課題に対応できるような効果は期待できないのは当然の話ですね。

つまり「ちりも積もれば全体として効果が見えてくる」という発想でいくわけですから、大きなスケールの対策と小さなスケールの対策に対して、大きい方が価値が高いというふうにしてしまうのではなくて、市町村の狭いところでやるようなこともどんどん進めていくべきだという方針に立つべきです。ちょぼちょぼでも進めるという論点が欲しかったと思うんです。治水の対策についていえば、確かに理念的には書いてありますが、具体的にどんなことをすればいいのか不足していると思います。水田や貯水槽の活用は書いてありますけれども、まだできることはいっぱいあると思うわけです。この委員会で、こんなこともできるのではないかと、あんなこともできるのではないかとという提案をするやり方もあり得るのではないかとということですね。

それからもう1つ、大きいスケールでの流域対応ということになりますと、巨椋池の復元も含めて、氾濫することを前提とした霞堤を閉めるという計画に対して「いや、ちょっと待て」という発想はあり得るわけです。この場合には、ちょぼちょぼの話と違って比較的大きいスケールになりま

すので、どちらかというにあふれることを前提とした治水という論点の方で位置づけるべきテーマではないでしょうか。

その場合に対象となるエリアというのは、私は意見で書きましたとおり、狭窄部の上流側が、これは理屈上というか論理的に避けられない場所なわけですよ。そのエリアに関して、そのエリアの人たちに我慢しなさいと言うのではなくて、そのエリアだからこそケアをして、産業的にもあるいは生活的にもそこに住んでということが嫌ではない地域づくりというのをしていかななくてはならないという議論が必要です。そのために何ができるのかは、非常に大変なテーマだと思いますので、多分この流域委員会の何回かで答えが出るようなものではないですね。

したがって、今私が申し上げた2つの論点は、例として挙げるのはいいかもしれませんが、方針として淀川水系の治水なり環境づくりのために、そういう方針を持って河川づくりをしていくという確認が、この案の中に入ってきてほしいと思います。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、なかなか具体的にばあっと羅列というカリスタアップできないけれども、これからの治水というのはそういう方向を今後目指していくんだという方向みたいなものは原案の中に入れてたい。そして、できれば、例えばその方向に向かって河川管理者はこういうことを努力してほしいと、努力しますということをしたならば例として入れればいいなど、そういうイメージですね。

○竹門委員

もちろんそうなんですけれども。ただ、具体的な話になりますと必ずしも河川局サイドだけで決定できるものでもないでしょうし、権限あるいは対策を検討すべき対象がほかの省庁にまたがってしまうことがたくさん出てきますんで、その意味では、この最後の「他機関との協議システム」のところには話がつながっていくかもしれないですね。

○宮本委員長

わかりました。では、ちょっと進めます。久委員、お願いします。

○久委員

久です。竹門委員とほとんど一緒の趣旨です。二、三十年で答えが出るようなものでもないとは思ってますけれども、単なる河川管理をするのではなくて、本当に総合的な総合治水を目指すのであれば、この二、三十年というか計画の実施期間の間に、いろんな形でのその実体的な動きを、モデル的でもいいから、あるいは模索的でもいいからやっていくということを1行2行書いて実際にやっていただければなということです。審議というよりも、先ほど竹門委員がおっしゃったように、一、二行そこに含めてくださって、これが動く段階では一つ一つモデル的・試行的にやっていくと。

私がもう一つの観点で考えてますが、法的な土地利用規制の問題というのがない限りは、やはり道具立てがないと、かけ声だけではいけない部分がありますので、そういう意味では、国土交通

省でいえば都市局の問題であり、近畿地方整備局で建政部の問題だと思いますので、都市部門の方々との連携の中でそういう道具立てをつくる検討をやっていく必要があるのではないかなと思っています。

例えば具体的にいうと、同じ災害でいうと土砂災害特別警戒区域に指定しますと、建築とか開発の制限がかかりますし、そういうようなものを今度は水害対策にも援用する形で法的な土地利用規制をかけられるようにしないといけないし。逆に、今度は買収の法的な権限ないし予算の裏づけです。具体的には航空機騒音の場合は、航空機騒音対策の特別措置法で買収ができるということも位置づけられていますので、そういうような政策施策レベルでの法的な裏づけみたいなものを、この二、三十年で都市局と一緒に考えていくことが必要であるし、それができなくなかなか、絵にかいたもちとか、かけ声だけで進んでしまうのではないかなと思っています。あとの観点は竹門委員とほとんど一緒です。

○宮本委員長

それでは深町委員。

○深町委員

この地域、特に巨椋池の復元ということで、この地域だけではないとは思いますが、国レベルとか府レベルとかあるいは市民レベルでかなりこの地域を中心にいろんな動きがあると思いますし、それぞれネットワークも組みながら頑張ってる事例も多いと思うんですが、やはりもう一歩、今回の流域委員会とか近畿地方整備局が一つの呼びかけみたいな部分も含めまして、一番最後の「他機関との協議システム」というのがありますが、その辺をつくっていくようなきっかけとなるような、それぞれでどんな問題とかどんな取り組みをしているとか、あるいは情報、いろんな科学的なデータ、環境についてとか、あるいはかなり景観としても非常に大事な部分もありますし、治水の歴史ということでも、いろんな変化を持ちながらも今日に至っているというようなところを見直しながら、総合的に考えていくというふうなきっかけになるような議論ができればいいんじゃないかなというふうに思いまして、このテーマについて取り上げたらということで賛同しています。

○宮本委員長

実際の議論は、これから次回以降やりますので、きょうはそれぞれの皆さん方がどういうことを思ってこういうテーマを挙げられたかということをご説明してもらいたいと思います。

次、「総合的河川環境計画」ということで、「水系一貫生物の移動経路」についてということで、これは西野委員にお願いします。

○西野委員

西野です。その次の「水辺攪乱環境回復」も含めてなんですけれども、これはまさに近畿地方整備局でしかできないことだと思っています。琵琶湖・淀川水系というのは、その生物層を考えますと

水系全体として考えないとだめだというふうに思ってまして、特に琵琶湖・淀川水系で特徴的なのは氾濫原環境です。そういう氾濫原環境というのを取り戻していくということと、それからもう一つはその移動経路を確保していくということをセットで考えていく必要があるというふうに思っています。

ただ、残念なことながら、現在の原案で見えますと、特定の生物の保護、例えばナカセコカワニナ・オオサンショウウオ・イタセンパラという個々の種の保全という発想しかない。それから外来種につきましても、外来種の対策という形ではやっているのですけれども、ではそれが水系を通じてどういうふうに対策していったらいいかというところの発想も欠けているわけです。しかし一方で、生物の生息環境の復元とか再生について個々の事例、事業の事例というのはかなり蓄積されてまして、それぞれの地域ではそれなりの成果というのが上がっていると。

問題は、個々の事業は進んでいるけれども、それぞれの事業というのが連携なしに単発的に行われてて、せめて情報交換するだけでも同じような特性を持った生物というのは琵琶湖・淀川水系にいますので、そういう生物の保全には大変役に立つ情報もあるし、そういう情報交換が不十分であるということ。それから事業間の連携というのが今のところほとんどない。府あるいは県レベルではもちろんやっているわけですが、そういう府県単位では、琵琶湖・淀川水系というのは当然府県を超えますので、そういう府県を超えた取り組みというのは近畿地方整備局でしかできないというふうに思っております。

したがって、府単位・県単位ではできないこと、それから実際に府でやっていること、県でやっていることの事業ですね。それから国交省がやっている事業もありますし、当然地元のNGOの皆さんがやっておられる事業というのがあります。そういう事業が、どういう事業があって実際にどこでやられているかという情報を、だれも一元的に管理していないわけです。私がぜひやっていただきたいと思ってるのは、そういう情報の一元管理、それを地理情報システムの上に落としていくという作業をぜひやっていただきたいというふうに思っております。要するに地図情報のGIS上に、現在どのような事業が国交省あるいは各府県・NGOで行われているかということプロットングすることで、初めてその事業の連携というのが可能になってきます。こういう地域は連携が可能だというのが地図上に落とすことで見えてくるということがあるので、そういう作業というのをぜひ進めていただきたいと思っております。

もう1つは、過去の地形と現在の地形を重ね合わせることで、改変されている地域と、改変された地域はどこでというような区別がわかりますと、ここにこういうふうに手を加えればうまくいくかもしれないというようなヒントも出てくるかもしれませんので、そういう過去の地形情報との重ね合わせというのをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

ついでに琵琶湖の水位操作についても、これもある意味で水辺攪乱環境の回復と関連してくるわけですが、琵琶湖では、この平成4年に制定されました瀬田川洗堰の操作規則というのが、特に魚

類であるとか湖の湖辺にすんでいる生物にかなり大きな影響を与えているという研究結果が出ておりますので、それをもちろん県単位でも考えておられるし、琵琶湖河川事務所の方ももちろん考えておられるわけですが、総合的に水位操作というのをどういうふうにしていけばいいのかというのは、治水とか利水も絡んできますので、そういうものも含めて流域委員会でもぜひ議論をしていただきたいと。特に下流との関連が大きなネックになってまいりますので、その部分はやはり府県を越えた対応が必要かと思っておりますので、そういうものについてぜひ議論していく必要があると思っております。

○宮本委員長

長期的に割と大きな問題だから議論しないかんというのと、今回の原案に意見として我々が具体的に言うという点が、そこを分けないと、もう何か膨大な、これからの研究テーマみたいな話になっちゃうとまずいと思うんですね。そこらをぜひ次回以降の審議のときに整理して出してもらえるとありがたいですね。長期的に、これから流域委員会になるのかどうか知りませんが、いろいろやっていかないかんことと、今回の原案でぜひここはまさに修正意見として入れたいんだというのを仕分けしてもらおうと非常にありがたいなと思っております。

○西野委員

それに関連しましては、先ほどの例えばGISのデータ等については、近畿地方整備局でもデータを相当お持ちだと思うんですね。それを見せていただきますとかなり意見が言いやすいという部分もあるので、こういう委員会で見せていただくというのはかなり時間も無駄があると思っておりますので、そういうデータを見せていただく機会を別途設けていただけるとありがたいというふうに思います。私だけではなくて生物系の委員で集まってそういうデータを見て、いろいろ議論を交わす場をつくっていただければありがたいと思っております。

○宮本委員長

例えば、近畿地方整備局が持っておられるであろうデータとして、こういうものは見せてほしいというのも、ぜひ具体的にリストアップしていただけるとありがたいと思っております。

「水質の総負荷管理」について。これは村上委員と川上さんだったかな。

○村上委員

村上です。私はこれは特に木津川水系のことを念頭に置いて提案したんですけども、木津川の窒素・リンの負荷量、それから有機物の負荷量の実態調査、それから規制の方針、それはある程度もう河川整備計画に盛り込まれて、私はそこは評価すべきところだと思います。欠けているのが、住民へのそういった具体的な知識の伝達、それから行動を喚起するような行動、それが抜けている。水質が変われば何がその川で起こるのか、それを具体的にまだ示されていないところがあります。水質は水質、生物は生物とかなり独立した方向で扱われているような感じがします。ですから、これを私は、生物の分布それから水質の個々のことについてはよく議論されてますので、その関連に

ついてもう少し突っ込んで整備計画で扱ってもらいたい。それからこれは最終的には住民に対する環境教育の話になってくる。やはりこれは環境教育の分野でも扱うテーマではないかということで、新たに審議すべき論点としてリストアップしたわけです。

○川上委員

川上です。村上委員のお話と基本的には一緒なんですけれども、住民が河川の汚濁をいかに軽減するかということにどういうふうに参加するか、参加できるかということと、自治体等の管理している河川もあるわけですから、一番下のところの「他機関との協議システム」というか、あるいは協働システムというか、そういうふうなものをつくらないと、とても国の河川管理者だけではこれを達成することは難しいので、そういうことも含めて原案にどういうふうにする。原案にはもう既に取り入れられているわけなんですけれども、もう少しもう一步踏み込んで具体的な進め方というのを提案したいというふうに思います。

○宮本委員長

それでは、ざっと今、流域の統合管理システムについてそれぞれ問題点が残っているということをおっしゃった方にご意見をいただいたんですけども、ほかはこれに関して特に。竹門委員どうぞ。

○竹門委員

今どちらかという項目別に確認があったわけなんですけれども、なぜ環境計画かということになりますと、治水・利水等の別枠からの流域の管理要請と、環境の要請をいかにリンクさせていくかについて、もう少し議論が必要だと思います。これは必ずしもこうするべしという答えは出なくても、先ほど申しましたように、方針ができ上がっていれば30年間の間にそれを実現していくという形でいいんじゃないかと思うんですね。その際に、方針として治水・利水との相互の関係をいかにするかというだけではなくて、淀川水系内の各水域ごとに環境目標を立てて、それに向かって個々の事業がいかに貢献できるかという観点が何らかの形で示されていたほうがよいと思います。

○宮本委員長

田中委員どうぞ。

○田中委員

田中です。最近、国の地方分権推進委員会というところで、国の管理してる川を地方自治体に移行していくという案が随分出てきてまして、国土交通省もかなりの数の河川をそういう方向へ移行していこうと。こういう地方分権の管理の河川になってくると、複数の府県にまたがることもあり、なおさらその上下流の総合的な管理というのが非常に重要な課題になってくると思いますので、これは先を見越した形、つまり二十、三十年先の策定が長期的ビジョンにつながるよう計画する必要があります。

もう1つは、琵琶湖も問題がいろいろ出てますけど、琵琶湖の問題も、湖の中だけではとても議

論できないので、これは当たり前のことですが、流入する河川との連続性が保全できる対策が必要です。それに関連して森林の保全育成というのは、治山治水と言われるように河川にとっては一番重要な出発点なので方策もたてるべきと思います。

○宮本委員長

今までの議論の中で、特にダム議論をしたときにダムの評価がコストだけでやっているのではないかということで、環境コストを踏まえての議論ができていないという意見がありましたですね。そのときに河川管理者の方からどういうふうな方法でやったらいいんだというふうな話があって、その辺が出さないと、環境コストを考えろ考えろと言うたってなかなかそんなんできませんわという話があったですけども、ここらも、これは恐らくここに絡む話と思うんですけど、そこを具体的に何かこういう方策とかこういう検討のプロセスみたいなものが要るよということを出さないと、単にお金だけではじいたらだめじゃないかと言ってもちょっとまずいと思うんですね。そこらも当然この中で議論されるというふうに考えていいわけですね。これは中村委員がおっしゃってたのかな。きょうは欠席ですけどね。

○竹門委員

中村委員のかわりにはならんかもしれないですけども。既にある程度は議論があったと思います。例えば、ダムができた場合の土砂管理のコストをどうするがありました。それから、広い集水域から水が集まってきて止水環境ができれば、植物プランクトンが発生して富栄養化が起こるのは必然ですので、その結果生じた物質の負荷軽減を下流域の水質対策として行う場合のコストについては、既に環境コストという形で位置づけて議論すべきであるという意見もありました。ですから、それらは決して全く議論がなかったわけではないと思うんですけども。

○宮本委員長

ほかは。どうぞ。

○寶委員

寶です。流域管理というときに、以前私は若いときに学会のプログラムの担当をやったことがあるんです。流域管理ということをつい分科会の書面につけようとしたら、農学系の人たちから物すごく抵抗を受けまして、流域管理、流域管理と簡単に言ってくれるなというようなお話があったんです。

ですから、今この委員会の中にはそういう農水系の人たちが入っていないとか。農学部はおられますよ。流域管理者という意味でね。河川管理者はおられるけれども、流域の管理をする方々というか、先ほど都市局の話が出てましたけど。ですから、そういう大きなことを考えるときに、河川管理者の方も当然努力しておられますけれども、それ以外の広い枠組みで考えていかないといけないことはたくさんありますよね。先ほどからも話は出てるんですけども、その辺についてどういうふうな原案に対して委員会として意見を言うのかということが一つポイントではないかなと思っております。

○宮本委員長

それは、例えば河川管理者にできることとできないことがあるから、そのときに例えば河川管理者からほかの農水だとか都市局に対して働きかけてほしいだとか、そういうやり方をどうするかということだと思うんですけどね。そういうことですか。

どうぞ。

○久委員

私が想定しているのは、河川管理者にお願いするというよりも、ここの意見書に出すことによって都市局とか建政部の方に動いてほしいんですよ。ですから、逆に、河川管理者への応援メッセージとして意見書に書いたらどうだと私は思ってるんですが。

○宮本委員長

そういうことも議論しながら。

河地委員、どうぞ。

○河地委員

これから議論されるという話なんですけど、ちょっと気になった発言がありましたので一言言わせてください。竹門委員と深町委員がおっしゃった巨椋池の復元という非常に軽々しい発言だと思うんですが、お二人はかすみを食べていきとおられるなら発言は理解できるんですが、今の農業事情、世界も日本も含めてよく御存じですよ。食料事情、よく御存じですね。干拓地が優良農地であることも御存じですね。今この復元というのは、明治期に河川から分離された池まで戻すという趣旨でしょうか。

○竹門委員

これは「巨椋池復元」という名称で書いてあるためにそういう誤解を招いたと思うんですけども、私が申し上げた巨椋池の見直しという意味は、決して農地利用を見直すという意味ではございません。あそこに水が来た場合の内水氾濫、それから堤防を越水した場合も含めて、水が来た場合の補償をどのようにするかということをも具体的に考えるべきであるということです。

それも、私の意見では土地を幾つかランク分けして、内水氾濫が非常に頻繁に起こるところの最悪の場所は、もう少し水路を広げたり湿地を復元することまで含めて考えてもいいかもしれないですし、もう少し頻度の低いところは水がつかった場合にどのような、これは内水氾濫を前提とするのであれば、それを補償としてどのように位置づけるのかという問題があってもいいでしょうし、それから水がつかると頻度が非常に低いところは逆に、輪中堤のようにして水がつからないような仕組みづくりというのも考えてもいいでしょうし。

○河地委員

ちょっと待ってください。干拓地の中の話は今されているんですか。内水というのは干拓地の中の話ですか。

○竹門委員

そうです。

○河地委員

それは昨今ポンプ場を新設されましたね。老朽化して。内水排除の体制は整っておるわけですから。

○竹門委員

既に議論があったと思うんですが。

○河地委員

淀川本川の治水とどう関係しているんですか。

○竹門委員

ですから。

○河地委員

意図的に干拓地を遊水地として使うということが背景にあるんですか。

○竹門委員

遊水地というふうに位置づけて施設化しなくても、水が来るときには来てしまうわけですよ。幾らポンプの能力を上げて、本川の水位が高いときには上げ切らん場合だって出てくるわけですよ。そういう場合の治水対策を申し上げております。

○河地委員

治水対策は今農水省サイドでやられているわけですから、干拓地の内部については。

○竹門委員

だからそれは。

○河地委員

よくわからない。

○宮本委員長

これはもう中身の議論になってますのでね。

○河地委員

この「復元」という言葉が、深町委員と考え方が違うんじゃないんですか。一律でおっしゃってますけれども。これは微妙な話ですからね。干拓地を遊水地に戻せとかいう論理ならば、御存じのように東京も横浜も名古屋も大阪の淀川の河口ももとは干拓地だったんですよ。そこへ都市が入ってきたわけですよ。そうなる、そこを戻せという話につながるわけで。

○竹門委員

私は一言も戻すとは言っていないですよ。

○河地委員

そうすれば、淀川の治水上の問題はかなり軽減されるのでね。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。この議論は、まさにその辺が議論になるところなんで。だからこれは論点なんです。こんなもの、みんなが議論なかったら論点にならないんで。ですから次回以降、今の「復元」という言葉も含めてぜひ議論していただいて、委員会としてどういうふうな意見になるのかやりたいと思います。何か気になるというのは、それはよくわかりましたので。

それでは次、ざっといきたいと思います。「堤防の耐震補強」、これは河田委員から出てたんですけども、これは今は淀川のゼロメートル地帯だけやっているんですね。それを上流部までやれということでしたか。

○河田委員

耐越水堤防という概念が出てきたときに、耐越水だけじゃなくて、それをやるんなら耐震化もやらないと、別々にやっていいようなものでもないし、コストの問題もあります。議論としては、本当は河川整備計画30年なんだけれども、100年ぐらいのロングスパンの戦略をまず議論しなければいけないのに、30年という非常に限定的な期間をとらえたために、今議論が戦術になってしまっているわけです。個々のどうするかということが先行しています。だからまとまらないという、そういう懸念はずっと持っているんです。

例えば淀川の堤防をこれ以上嵩上げするなんて下流側は特に不可能じゃないですか。そのときに、超過洪水の問題も含めて、これからの外力に対してどうするんだというふうな問題を議論しないとイケない。特に30年となると、これは南海地震は確実に発生して震度6弱という震動を下流側は受けるわけですよ。そのときに液状化と側方流動の問題が出てきて、越水の問題が単独で発生すると同時に、その前後に上町断層とかいろんな活断層が動く可能性もあるわけです。

そうすると、要は地球の温暖化による異常な気象、特に降るときはむちゃくちゃ降る、降らないときは全然降らないというような中に巻き込まれてしまうと、そういうストーリーが全然描けてない中で河川整備をやるというのは、将来絶対に問題が出てくることは間違いないんです。先送りしているだけではないかと思います。だから、そのところをどう考えるのかということ議論しておかなければいけない。それを具体化しろと言ったって、それは非常にお金のかかる問題ですから。

だから世界の大河川というのは大体100年計画でやってるんですね。テムズ川2100年計画というようにです。ここだけ30年なんてやるから非常に中途半端になって、その後どうするんだと言ったら、要するにこれまでの既往最大をどうするかという議論に終始しているわけです。その辺の整理をやっておかないと、この後とどうつなげるのかということが全然見えてないではないですか。ですから、17cmの問題みたいなものが出てくるのでね。そういうものの位置づけが非常にあいまいになっているという意味でこれはやりたいと思います。

○宮本委員長

わかりました。実は、今までの1次・2次の流域委員会は、この30年ということの前に、洪水対策の基本的な考え方という議論をして、それでまさに想定以上のものが来るではないかという話をした上で、この30年に緊急的に何をしようかという議論をしてきたつもりだったんですよ。ところが今回の原案は、「いかなる洪水」という話がちょっと飛んでしまって「戦後最大」というのが出てきたもんだから、おっしゃるように本当の目先の30年だけをどうするんだという議論になっていると思うんですけども、これは後ほど洪水対策の外力というのも寶委員の方から課題だと言われてますので、ここと一緒だと思うんですよ。今、河田委員がおっしゃるのは、もう少し大きなスケールでのことを考えた上での30年どうするかという議論をすべきだと。そのときには当然、堤防補強するんであれば耐震の話も加味してやるべきだと、手戻りにならないようにというご指摘ですね。

では、ちょっと飛ばしまして、「洪水対策外力」について。この辺も多分この第3次の委員会の中では、我々としても共有できてない点はかなりあったので今までの議論も食い違いがあったと思うので。その辺、寶委員お願いします。

○寶委員

はい。簡単に。問題は難しいんですけど。「あらゆる洪水に対応する」という言葉の認識が委員間でも違うと思いますので、それを確認しておきたいということでございます。

○宮本委員長

はい、わかりました。では、今のは単なる堤防の耐震だけじゃなしに、洪水対策全般も含めての議論ということですね。

○河田委員

今、中央防災会議の大規模水害対策専門調査会では、利根川・荒川の超過確率1000年規模のものをやっているんですよ。それも被害想定までやっている。ここはそれやってないじゃないですか。要するに、国土交通省が進める政策よりも内閣府が進める政策の方が優位なんですよ。そういうレベルでものを考えないと、淀川について近畿地方整備局が主体となってやるもので、全国のそういうものをリードしていけるかといったら、そういうものではないということです。中央防災会議では、それも含めた被害想定までもやっているのです。こっちの方が遅れていると思います。だからそれをどうするんだということを言っているわけです。

○宮本委員長

それは、淀川で初めて計画規模よりも大きな、実績の1.5倍とか2倍とかいうことで氾濫シミュレーションをやったんですよ。ですから、もともと実績洪水の2倍の洪水なんてという話を出したときには、河川局だって「こんなことやめろ」と言ったんですよ。それを、「いや、そうじゃない」と、「それぐらいのことを考えないといかんのだ」と、「東海豪雨であれだけ雨が降ったじゃ

ないか」ということをやったという当時の人間の自負がありますので、そこだけはちょっと言うておきます。

次に、「水の路 舟運」ということで、これは水都再生というか舟運でもう一回海につなごうという話を。これは特に佐藤委員から出てたんですけれども、きょうは佐藤委員がおられないので、どなたか、私もこんなこと思っているんだという方がおられたら。

○池野委員

具体策のポイントは淀川大堰に閘門をつくるかどうかですね。舟運については、いわゆるモーダルシフトというトラック運送から舟運に転換するのはヨーロッパではほとんど常識になっており、環境対策、CO₂削減対策にもなります。ただしこれが商業ベースに乗るかどうかは大きな問題です。しかし、今後の方向として舟運は考えておくべきではないでしょうか。ただ、そのときに、スクリーンの波による水辺の低水護岸付近の影響とか、そういう議論も含めて行っておくべきだろうとは思いますが。原案には基本的に閘門設置というふうに書いてあるので、これはそういう方向さえ示せば良い。あとの具体的なこと、つまり、コマーシャルベース、プラス環境という議論ですが、委員会の議論にはなじまないのではないかと僕は基本的には思っております。方向として舟運は大いに考えるべきであるのでしょうけれども。

○宮本委員長

わかりました。そういうふうなことで、例えば今回の原案に対する意見としてはそれはなじまないという意見も、これは当然そういう整理もあると思いますので、それはそういう議論をしたいと思います。

その次ですが、これは委員からの意見というよりも一般住民の方々からずっと出ているのですけれども、宇治川の1,500m³/s問題というのが、これはずっと出てるんだけどきちっと整理されてないというか、この委員会においてもまだ整理されてないという認識がございますので、これはやはりきちっとしないと、あれだけ熱心に地元からご心配されている方々の声もありますので、またこれは後で担当の方考えますけれども、したいと思います。

その次の「桂川嵐山地区改修」、これも実は質問とかでは出ているのですけれども、この委員会では議論してません。嵐山についても戦後最大を流すということが実は原案の中には書いてあるんですよ。書いてあるのですけれども、嵐山は、宇治の塔の島と同じかあるいはそれ以上に景観問題でありますとか環境問題が大変なところだと思うんですね。ところが、それについて具体的なことについては何も書いてなくて、ただ単に戦後最大を流しますということが原案に書かれていることについて、やはりこれはこの委員会の場において議論をした上で、何らかの意見というのを出すべきではないかということでこれは挙げてあります。

その次の「天ヶ瀬再開発京都府利水」というのは、これも一般住民の方々から何度もいろんな研究されて詳しいデータが出て問題提起されてます。これについてもどういうふうに我々が取り扱う

かを別にして、この委員会の場で一度テーブルに上げてきちっと議論はしなければならないと思っています。

それから、これも一般住民からの意見です。天ヶ瀬ダムと川上ダムを実際つくる場合あるいは再開発した場合の地質の問題。特に断層の問題について心配されています。これは、特にこの委員会では地質の専門の方がおられないものですから、どういうふうに取り扱うかというのはあるんですけども、少なくとも住民の方が心配されていることについて、河川管理者側はどういうふうに安全だというふうに認識されているかというのは、我々も聞いておく必要はあるのではないかとこのように思いますので、これもテーブルに乗せるべきだと思っています。

それから、「既設ダム堆砂対策」について。これは千代延委員からの問題提起です。

○千代延委員

千代延です。ダムの堆砂問題については、木津川上流の室生ダムを除くダムの堆砂については、ダムアセットマネジメントという新しい概念を取り入れて、かなり力が入っておると思います。特に川上ダムの空き容量を、有効活用と私は一つも思ってませんが、原案の提案主旨はそういうことで、堆砂に力を入れてやろうということなんですが、そのほかの、天ヶ瀬ダムは今予定より相当多くの堆砂量を持ってありますし、室生ダムとか一庫ダムの問題もあります。ここに挙げたんですが、その後よくよく考えてみましたら、項目としては原案の中に堆砂というのを意識されておるのです。力の入れようがちょっと違ったので抜けていたかと思いましたが、原案の中で一応意識して挙がっていますので、特別にここで残された課題としてほかのものに比べてそれほど大きいものとは思っておりません。

○宮本委員長

そうすると、今の時点で特にこれについて委員会として意見を言うことはないということでしょうか。

○千代延委員

いえ。原案にももちろんありますから、原案に対する意見で。今、堆砂問題についてはダムアセットマネジメントの範囲のことを言ってますから、やっぱり言う必要はあると思います。

○宮本委員長

わかりました。それでは、どれだけ深い議論は別にしても一応確認はせないかんということですね。

これは多分本多委員の意見だったと思うんですが、「余野川ダム中止後対策」ということですね。これは確かに近畿地方整備局の方で今これは中止という方針を、もう出されたんですかね。それはまだですか。そうするとこれは、別にそこまでまだ中止は決まってないから、この中止後の対策は議論しても仕方ないということでしょうか。河川管理者。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

井上です。余野川ダムのことにつきましては、この河川整備計画の中でもまだ計画ができておりませんし、その後にダムの基本計画というようなことの議論がありますから、そういう意味で方針はまだ決定していないという状況です。仮にダムが中止になった場合の対策というものは、確かにそのことも想定しながらいろんな関係者とやっておりますけれども、まだいろいろ関係者の中でのいろんな形があって、お示しするというか、まだ地域の合意とかができているというわけでもないので、何か考えている頭のことを話すということはできたとしても、何か明確にこれでご審議されて何かをやるというものではないのではないかというふうに認識しております。

○宮本委員長

これに問題意識を持っているのは本多委員なので、この辺は本多委員にまた確認して整理したいと思います。

それから、あと「ダム地域振興策 地元フォロー」ということで。これは、問題意識を出されたのは深町委員でしたか。違いましたか。そうですね。

○深町委員

いろいろ住民、傍聴に来ておられる方もいますし、いろんなほかの地域でもダムの対象になった地域の方の話を聞いてても非常に、一度決まった計画とかその後の長い年月だとか、地元間でのいろんなあったこととかを聞いておまして、選択肢が1つしかなくなってしまって、もうというものもありますし、それを積極的に受け入れるというのもいろんな状況があるとは思いますが、非常に一番大変な思いをされて、長い間かかわってこられる方が、どんな選択肢になるにしても、やはりきちっと地域のこととか生活のこととかが、最後まで誠意を持って対応されるようなことを仕組みとしてやっておかないと、同じようなこういう苦労というか争いというかが、ずっと繰り返されていくと思うので、これをどういうふうにやったらいいのかわからないんですが、実際そういうことを考えているようなケースもあるということも伺ったりもしましたので、ぜひ今回に限らず、今後のことも含めてどうしたらいいのかなというところは、真剣に考えた方がいいかなというふうに思いました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。一応ざっと今後審議すべき論点ということで、お聞かせ願いました。今後これらの議論について整理しながら進めていきたいと思いますが、きょう特に問題提起された委員の方に、個々の問題について一応議論を仕切っていただければありがたいなというふうに思っています。

それで、それぞれのテーマについて、まずさっきもちょっと言いましたけれども、原案に対してどういうふうな意見というか問題点を指摘すべきかということ、それから原案ではないんですけどもう少し長いスパンで、例えばフォローアップの作業の中でこういうことを議論していく、ここ

はこういうことだというのを、まず分けてもらいたいと思います。

それから、あと河川管理者の方にこういったデータ、議論するのにこういったデータを出してほしいんだということを整理してお出し願えればありがたいというふうに思います。

それで、きょうのおられる中で、それぞれ整理していただく方を決めておいた方が後々やりやすいかなと思いますので、まず住民意見聴取反映、これについては寶委員の方からそういう話があったんですけども、これは寶委員、一応これについての議論の整理役というか、していただけますか。

○寶委員

寶です。それでも結構ですけど、いつやるかによると思うんです。ちょっと次回は来られないかもわからないですね。

○宮本委員長

わかりました。当然ご出席されたときになると思いますので、一応これについてはまず寶委員。ほか、だれか一緒にといいですか、複数おられた方がいいと思うんですけども。どうですかね、これは。もしあれば。

○川上委員

山下委員、やっぱりその行政法の立場からお考えもあろうかと思うんですけども。

○宮本委員長

では、そうしましょうか。一応寶委員と山下委員にこの「住民意見聴取反映」をどう最終意見に反映するかという議論の進行役といいますか、取りまとめ役をお願いしたいと思います。それから、次の「PDCA」、これは岡田委員が見えてからまたここはちょっと考えたいと思います。それから、「流域の統合管理システム」の「上下流問題、流域治水」ということについては、きょうお話がございました、これは「他機関との協議システム」も含めて、竹門委員、久委員でよろしいですか。深町委員も入ってもらいますか、どうですかね。深町委員に入ってもらえますか。そしたら、竹門委員と久委員と深町委員に、この上下流問題、流域治水についての、いわゆる議論の整理役をお願いしたいと思います。

それから、次の「総合的河川環境計画」ということで、「水系一貫生物の移動経路」と「水辺攪乱環境回復」、それから「琵琶湖水位操作」、これについてはもう当然西野委員にお願いしなければなりませんし、「水質総負荷量管理」については、村上委員と川上委員ですね。あと、水系一貫と水辺環境と琵琶湖水位については、西野委員ともう1人どなたかという、どなたがいいですかね。竹門さん、では竹門さんは上下流問題もありますけれども、竹門さんをお願いいたします。

それから次、いわゆる「洪水対象外力」と「堤防の耐震補強」というか、あわせての議論になります。これについては河田委員と寶委員ということで、お2人をお願いいたします。それから、「水の路 舟運」については、これは佐藤委員がおっしゃってますので、佐藤委員と池野委員、お

願います。

それから、宇治川、桂川、天ヶ瀬の地質で、これについてはちょっと委員の方のあれがないものですから、一般住民の方からの問題提起なので、これについては進行役はちょっと考えさせていただきます。いずれにしてもご提示します。

既設ダムの堆砂については千代延委員、確認という意味で願います。それから余野川ダムの中止の話は、これは本多委員のご意見を聞いて、本多さんに一応整理のお願いをしたいと思えます。それから、「ダム地域振興策 地元フォロー」ということについては、これは深町委員にぜひお願いしたいのと。

○深町委員

佐野委員からもし。

○宮本委員長

そしたら、深町委員が佐野委員と、ということですので、佐野委員と深町委員にお願いしたいというふうに思います。一応そういうふうなことで、河川管理者の方もできるだけ早期に議論を収れんさせてということをおっしゃってますので、効率よく整理していきたいと思えますので、今のご担当の方、最終意見に言う意見あるいは問題点の話と、長期的に議論していかないといけない話と、それから河川管理者に求めるデータをお示しいただいて、次回以降の委員会で議論してまいりたいと思えます。

それで、早速なんですけれども、実は次の委員会が3日なんですよね。それで、3日の委員会に一応ざっと今みたいな話の論点みたいなものを整理して出せるよという方、まずその辺ができるところからやらないと仕方ないと思うんですけれども、上下流問題、流域治水、竹門さん、久さん、深町さん、いけますか、3日の委員会。いいですか。じゃあ、そこは願います。

○久委員

ちょっといいですか。

○宮本委員長

どうぞ。

○久委員

できるんですけど、私ちょっと1時間ほどしかおれないんです。それで結構でしたら。

○宮本委員長

そしたら、その1時間でやってください。そしたら、そこはまず1点、3日で願います。それからあとですね、あと例えば、もう1つか2つぐらいできたら3日にやりたいと思うんですけれども、1つあれですか、宇治川の1,500m³/s問題というのは、これはかなりやっぱりこの、とげが刺さったような問題でずっとこれはくすぶっているんですけれども、これは河川管理者の方で今まで出された住民の方々からの疑問点とかがありますよね。それに一応お答えされていると思うん

ですよ。それを一回きちっとこの委員会で説明してもらえませんか。

はい、どうぞ。

○竹門委員

これまでも何度も説明してもらってますよね。ただ納得ができないだけで。同じことを繰り返しても意味はないと思うんですよ。

○宮本委員長

はい。

○竹門委員

ですから、1,500というのは基本方針に載っている数字で、それを粛々と述べているにすぎないと。もちろん一番初めに1,500と言ったときには根拠があったのかもしれないけれどもうほとんど伝統みたいなものですよ。ですから、あんまりこれの根拠をちくちく追及しても論理的な答えは出てこないと思ったんですけれどもね。

○宮本委員長

具体的に言われているのは、たとえ1,500m³/sだとしても、宇治、塔の島ですね、塔の島から山科川の合流点までは、同じ論理計算でも1,500m³/sまでの流量は要らないんじゃないかということをおっしゃっているわけです。それやったらそんなに塔の島を掘削する必要がないということをおっしゃって、そこがどうもいまだに地元の方と、住民の方と河川管理者の間で突き合わせができてないという感じがあるんですよ。

○竹門委員

ええ。ですから議論の出発点として1,500という数字にこだわらないという前提があればいろいろな形で見直すことができますよね。でも、1,500という数字が先に決まっちゃったら何を言ってもむだですね。今までの議論はそういう答えを受けているような気がしてしまうわけです。

○宮本委員長

それでその辺を、実はこの委員会でも何か聞いたんだけど、もう一つ何か確認しないうちに次の話題に行ったものですから、もうここらで一回とにかくやっておかないことには、仮に今のもう、おっしゃったように何かわけのわからないということであったとしても、それはわけがわからないということを確認しないといけないと思うし、皆さん方が心配されることと一体何が食い違っているんだと、これはやっぱりやらないといかんと思うんですよ。

○竹門委員

でも、この問題について、ではどういう解決があるかということを検討し始めた途端に、琵琶湖水位の問題と、それから瀬田川の流量の問題、それからいつ流量調整をするかという上下流問題と全部つながってきますよね。

○宮本委員長

そうなんです。それがつながるし、またそれが今度ダムの必要性に全部絡んでくるわけです。

○竹門委員

そうですね。ですから、そういう意味では1,500という数字だけを切り離してどういう数値なんだということを言うてもしょうがないわけで。

○宮本委員長

これを言っているのは何も1,500がどうだというよりも、宇治川の1,500m³/s改修、天ヶ瀬再開発のいわゆる1,500m³/sの改造、後期放流の1,500m³/s、それを全部ひっくめて、それから改修したときの環境だとか、あるいは河床維持の問題、そういう心配がいっぱい出ているわけですよ。その辺をきちっとやっぱり整理しないといかんのではないかということなんです。

○竹門委員

はい、それは大賛成ですね。その場合に議論の目的が、私は今までむなしく思ってしまった原因は、この議論によって、どこまで意見を反映し得るのかということがある程度議論するメンバーの間で合意形成がないと、結局議論してももとのもくあみということになりかねません。その意味では河川整備計画の中に、この1,500という数字を、変えるとすればこういう考え方で見直すことがあり得るんだということまでは。考え方としてこういうところが解決すれば、この数字はこのように変わるという筋書きを入れられるようにするべきでしょう。

○宮本委員長

そうすると、それをうまく整理するのに、ちょっと次の3日というのはしんどいかもかもしれませんね。やらないということじゃないですよ、そういうことはやらないといかんという前提ですね。さっき上下流問題、流域治水の話が1つあったんですけれどももう1テーマぐらいいは整理していきたいと思うんですけれども。どうですか、皆さん何かもう1テーマぐらいいで、こういう論点整理はできるというようなことはございますでしょうか。

それいきましょうか。これは今の寶さんのいわゆる超過外力の確認の議論、それから河田委員の堤防強化と耐震の話、これは3日に。

○河田委員

国交省で別のプロポーザルのヒアリングが3日の午後に入りましたので、僕はもう出席できませんね。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、あとはあれかな。

○寶委員

住民参加は。

○宮本委員長

じゃあ、もう。

○河田委員

P D C Aなんてすぐできるんじゃないですか。

○宮本委員長

岡田委員が出席されるかどうかですね。どうですか、次の3日は岡田委員は出席されますか、バツですか。

そうすると、これはできますか、天ヶ瀬ダムと川上ダムの断層についての心配に対する説明というのは、河川管理者はできますか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

それはできます。川上ダムの地質というのが出てきたんですけど、これはどなたのどういうご意見なのか、ちょっと十分に把握してなくて、天ヶ瀬ダムについてはありましたよね。

○宮本委員長

これは一般住民の方の今までの質問とか意見書の中に出てきている話です。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

どういう内容か、委員長、教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長

今の川上ダムのももとの地質自体がもろくて、それについてはダムをつくるのは危険ではないかと、簡単に言えばそういうことですよ。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

どういうところが危険だと。今までそういうようなことがなくて、委員長だったら全部資料を見られて御存じだと思ったのでお聞きしているんですけど。

○宮本委員長

それはあなたたちは読んでないんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

まだ読み切れてないので。

○宮本委員長

いや、読み切れてないじゃなしに、私もその詳しい、例えばここの弱層があってそれがどうだなんてことは覚えてないけれども、少なくともダムをつくるに当たっての地質として非常に心配だという意見があるのはわかっているでしょう。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

いや、それは、ダム一般に地質で心配だというようなところはどこだっている。

○宮本委員長

そうじゃなしに、具体的に書かれているから、それについて多分今まであるでしょう。川上ダムの事務所だとかが説明しているじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

わかりました、ちょっと、はい。

○宮本委員長

それ、その質問はあるよね、水資源機構は知ってますよね。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 及川）

質問があったということはわかっていますが、きちっとお答えもしています。

○宮本委員長

ですけど、それでわかりましたになってないですよ。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 及川）

その話を今度させていただくということであれば、やらせていただきます。

○宮本委員長

わかりました。それでは、天ヶ瀬ダムと川上ダムの地質について心配されているということについて、きちっと次回その委員会の場で説明していただくということにさせていただきます。そうすると、その2点を次回やるということにさせてもらいたいと思います。

それで、一応あれですけれども、あと河川管理者の説明が、補足説明が何か15分とか20分とかいう話がありましたよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

70分だったんです。

○宮本委員長

70分やったんですか。そうじゃなしに、何かきょうパワーポイントの説明が。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

説明がですね、30分ぐらいで。

○宮本委員長

それで、これは今もう5時前なんで、それでもう次回が3日ですから、3日の冒頭にそれをやっていただけませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

5分だけやらせてくださいよ。

○宮本委員長

いやいや、そんな5分とか中途半端なことを言わずに、別に3日ですから、1週間後ですから、そこで20分なり説明してもらって、それで質疑応答させていただきたいと思うんですけども。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

では、本当はやらせていただきたいんですけど、一言、二言だけ。

○宮本委員長

どうぞ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

それでは、きょうご説明しようと思ってましたのは、先ほど井上の方から申しましたけれども、前回意見書に対しまして一応資料で個々の項目について資料をお出ししてご説明して、非常に活発にご質問もいただいて、我々も答えさせていただいたというふうに感じておりますけれども、その中できょうも冒頭に、例えば竹門委員なりからもお話がございましたけれども、環境の考え方、総合的な考え方が全くないではないかというような中で、前回も2次の委員会の最終的な意見書はこちらにもございますけれども、その中でダムを、環境の考え方の中で、予防原則でダムを最後の選択肢にするんだということになって、治水上もそういった中でダムが必要だと、どうしても必要だというときであればそこは考えよう。そのときはそのダムについての環境アセスメントをしましょうということになってた。我々はそういう思いで前回、思いでというか、そういうことでこれまでずっとダムの議論がされてきたということを思っていますので、それで前回そういったダムの必要性に絡む議論をさせていただいたということだと思っています。

それで、その議論をする中で最後に残されてきているのが、結局堤防強化の考え方について、きょうも冒頭深町委員の方から、最後の方になって資料が出たとか、あるいは委員長の方からうそというようなご発言もありましたけれども、説明がわからないみたいなお話もあったんですけども、まず1つだけきょう申しておきたいのは、先ほど来スケジュールの議論もありましたけれども、我々は、きょうも電話帳がここに2冊置いてありますが、今まで我々スタッフは必死になってここに資料もお出しして、それが責委員がおっしゃったように、コミュニケーション不足という意味で、若干理解がされにくいということがあったのかもしれませんが、そこは我々としても誠心誠意一生懸命やってきて、ここを迎えてきているということは、一言まず申し上げさせていただきたいと思います。

きょう補足といいますか、前回一応我々としてはご説明もし切ったつもりですし、我々として言い残したことはないということは思っておるんですけども、ただ、先ほど言いましたように、深町委員なり委員長からもお話のあった堤防の強化のところ、まだ我々としても、のどに骨が突っかえているような委員の方も多いたというような感じを持ったので、きょうそれを再度きちっとご説明をさせていただこうと思ってたということで、きょう冒頭コスト削減の話で、スライドでやるということを申し上げたんですけど、内容的には前回お渡しした資料をよりわかりやすくしたつもりでお持ちしたということでございます。

ということで、今回ご説明をさせていただこうと思ってたということと、それから冒頭の議論

に対して少し、若干我々の思いをつけ加えさせていただきました。

○宮本委員長

そうすると、きょうご説明を予定されてたパワーポイントの資料は、これはもうオープンにしてもらっていいですね。いいですね。それでは、ホームページの方に載せていただきます。それを皆さんも見た上で、次回冒頭にまず優先的にその説明をしてもらおうということにした上で、きょうの残りの議論のテーマに入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、これで審議は。

ちょっと待って、はい、どうぞ。

○池野委員

確認ですけれども、次回いろいろなテーマでまとめられるというのは、基本的には最終意見書に当然反映される。前回は中間なのでカルテということをおっしゃっていましたが、最終の意見ならば、評価すべきものは評価する。そういう立場で基本的に考える。その方がスケジュールも良い。そういう理解でいいですね。

○宮本委員長

はい。どうぞ、はい。

○西野委員

今回が今年度10回目のうちの6回目ということで、あと4回ということなんですけれども。

○宮本委員長

いやいや、そうじゃないんです。それじゃなくなっただんです。

○西野委員

あっ、そうですか。

○宮本委員長

初めそういうふうなご意向だったけれども、それについては我々もコスト縮減を図るし、必要に応じて河川管理者もそれは対応されるということですので、あと3回じゃありません。よろしいですか。

あっ、どうぞ。あと3回ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いや、確認。さっきの回数のところは、我々として予算をそれだけ持っているということではありますし、もちろん進捗点検でも想定してやっているということですから、きょうもそこについて私と委員長の話になりましたけど、委員会でどうやってコスト縮減をしていって、どれくらいの中でどれだけできるのかとかいうような話が、きょうは結局全然なしになっていたんで、我々としても、ではあとは予算をふやして対応するのと言われても、そこだけでうんと言える状況ではないということは申したいと思います。

○山下委員

井上さんのご指摘のとおりだと思うんですが、ただ、何もなしでここで今後の運営をどうしましょうかという議論を裸でやるのもちょっとつらいなと思うので、これはちょっと提案ですが、提案ですし、それに河川管理者の方のご意見もそれなりに踏まえつつ考えた方がいいと思うので、運営会議等で少し具体案というか、たたき台を検討して、それでここへ委員会に諮るみたいな形かどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○宮本委員長

そしたら、まあ具体的に、別に1回の運営会議じゃなしに何回も議論していったらいいと思うんですけど。1点近畿地整の方をお願いしたいのは、もしもこの会場費が結構要るのなら、近畿地整の講堂を使わせてもらったらね、ただだと思うんですけども、それは使わせてもらえないんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

もちろんそういうことも考えているんですが、いつもこれだけにとか、時間で先に入ったりということは当然あると思いますけれども、使える範囲の中でそういうことを我々も協力をするということは視野に入れておりますので。

○宮本委員長

わかりました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いつも使えるというふうには思って、前提ではないので。

○宮本委員長

わかりました。きょうは一応8月まで入れましたので、それで近畿地整の講堂が使える、あるいは近畿地整のほかの施設がですね、いつなのかというのはぜひまた教えてください。近畿地整の中でほかにもうないですか。近畿地整の講堂はまず使えますよね。ですからそれがいつ、きょうの5つの予定日でいつが使えるのか使えないのかということも、これはまた庶務の方に教えてもらえればと思います。そういうことでよろしいですか、はい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

では、一般傍聴の方のご意見を伺います。挙手をお願いいたします。それでは、これはまたきょうは申しわけない、2分をお願いします、2分ルールで。こちらの方から。

○傍聴者（志岐）

3つ申し上げます。志岐です。意見を出してまして、きょうの参考資料1に私の名前があります（1039）ので、それをぜひ読んでいただきたいと思います。これが1点。次回までとは言いませんが、委員の方、ぜひ読んでいただきたい。

次に、天ヶ瀬ダムに関しまして次回、地質をですね、取り上げていただくということです。これについてはきょう意見を差し上げておりますので、参考にしていただきたいと思います。

3番目、山科川合流地点から天ヶ瀬ダムまでの生態系の変動についての資料を見たことがございません。それで、これが河川管理者から提出されて委員会で検討されることが必要であると考えます。これまでの経過を含めてですね。その場合に、河床変動、つまり河床の低下であるとか堆積物の移動であるとか、あるいはそれが30年先にどうなるかということを含めた河床の変動、これと生態系あるいは水量、水位などとは、大いに関係があるわけですから、これらを絡めた議論をしていただくことをお願いします。

○宮本委員長

次の方をお願いします。では、横の方、はい。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。やっと宇治川、天ヶ瀬ダム再開発が議論になるということで喜んでます。それで、一般意見の1046のところに審議してほしいことを再度整理して出していますので、それは読んでください。

それで、天ヶ瀬ダム再開発問題を議論していただくんですけども、やはりなぜ1,500m³/s放流が必要なのかというそもそもの議論もお願いしたい。つまり、目的である琵琶湖の沿岸の治水、被害の軽減ということが目的なんですけれども、本当にその目的と手法として天ヶ瀬ダム1,500m³/s放流が必要なかどうか、これはやっぱりかなり当たり前みたいに扱われているんですけど、それはそうじゃないんじゃないかというぐあいに、1つ思います。

それと、先ほどちょっと委員長もおっしゃられましたけれども、宇治川改修を一言で1,500m³/sと、こう言うんですけども、我々が言っているのは塔の島地区、ここは1,500m³/sの必要はないということで、対案を出しています。

それから、地質問題をやってもらうということで、ありがとうございます。

それからあと1点、下流の堤防ですね、ここの1,500m³/s放流にかかわっての影響、こういうシミュレーションがやられているのかどうか、これをやってないんじゃないかというように思うんです。ここをきちっとやってもらう必要があると。それで、現地を歩いてみますと、50.4kmの右岸から300mほど、ここが非常に弱いんじゃないかと思うんですね。だから、そこは原案では補強することにはなっていないんですけども、こういう点についても少しきめ細かに、やっぱり検討する必要があるというぐあいに思うのです。しっかりと地元住民が納得できるような議論をしてほしいと、このように思います。

○宮本委員長

それでは、後ろの方、ちょっと挙手をお願いします。では、荻野先生。

○傍聴者（荻野）

荻野です。きょう井上調査官とのやりとりを聞きまして、やっぱり立場上言いにくいことがあるかもしれませんが、調査官という立場できちっと国土交通省の思いを述べておかないと、後で大きな問題を起すのではないかなと思います。議論をせずに見切り発車と、それに対してきちっとお答えがないということは、やはり河川管理者そのものに対する不信感というのが、ますます大きくなっていくのではないかなと思います。

それから、最後に今後審議すべき論点で今日、ディスカッションしていただいたんですが、私も一般意見からの意見ということで、1049番のところに利水関係の重要項目と思われるものを5項目挙げさせていただいております。平成18年に議論をしたものがまだきちっと終わらずに、積み残し状態で見切り発車というふうになれば、これは大変大きな過ちをするのではないかなと思っておりますので、1049番をきちっと読まれて、河川管理者におかれましては、きちっとご回答をお願いします。これは時間はかかりません。委員会審議の円滑化を図っていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

横、はい。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうの議論を聞いてまして、河川管理者は非常に歯切れが悪かったですね。結局見切り発車するのকাশないのか。あなた方はするんでしょう。多分すると思うんですよ。もうあと10日ほどでわかることなんでしょうけれども、あるいはもうちょっとかかるにしても、きっとすると思うんです。そのしたときに、私はこの委員会にお願いがあるんです。ぜひあきらめずに審議を続けてください。そこで自主解散なんてしないでいただきたい。

それともう1つ、非常にお金がないと、兵糧攻めに来たときには、兵糧攻めに耐えるように、委員会、考えませんか。つまり、きょう見ても欠席者が多いです。おくれて来られる方が多いです。ところが、傍聴者を見てごらんください、早くから、待つて。ほとんど全部の委員会を定連の傍聴者は傍聴しているんですよ。ということは、手弁当の委員会も開きませんか。つまり、庶務もなし、庶務も委員の中です、日当交通費はもちろなしです。河川管理者の方はそういうときもぜひ協力していただきたい。そういう意味で、この委員会、淀川モデルというものが兵糧攻めで落城するようなことのないように、ぜひ手弁当委員会というのも考えていただきたいと思うんです。傍聴者の懐の痛さがきっと委員の方にも少しぐらいはわかるんじゃないかと。私もかつて委員のときにそのことをさんざん言われましたので、言いにくいんですけども一言加えておきます。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。後ろの方、それでは、浅野さん。

○傍聴者 (浅野)

「伊賀利水研究会」の浅野です。きょうの参考資料1、No.1054に、意見論文「《伊賀用水問題を考える》No.2 = 木津川自流水0.358m³/sの安定水利権を認めるべき=」を出しています。1次・2次委員会で意見され、約束されていた河川管理者の「水需要の精査・確認」は幾らかでも実行されているのでしょうか。

私が調べましたら、木津川上流の森井堰、守田機械揚水、久米井堰頭首工、この3つの取水施設が一体となって、ほぼ1つの土地改良区のために送水している現状（但し、守田機械場水は非稼働）があります。これのトータル的なかんがい面積は、昭和47年から現在ではほとんど半減に近い状態になっております。ですので、この水利権を見直さなければならないということが、この私の意見書の中に出ております。そしてこれ、結果的に既存水利権の余り分は、ほぼ0.499m³/sになります。ですので、伊賀用水の新規需要量0.358m³/sを十分超えていますので、この水利権の見直しによって、伊賀水道は木津川の自流水を全く問題なしに取水できることとなります。

○宮本委員長

はい、次、前の女性の方。

○傍聴者 (小林)

大阪から参りました榎尾川ダムの小林と申します。きょうの河川管理者の発言の中で、委員会の結論がなかなか出ないというご発言がありました。昨年8月委員会を開催し、12月に委員会の結論をとるのは、そもそも1期・2期の淀川水系流域委員会の議論を御存じであれば、それは全く無理をしている、従来のお墨つき機関であれば、そういう結論の出し方も可能であるとは思いますが、淀川水系流域委員会は違います。そういったところから、河川管理者はこのことをよく理解をされていなかったのではないかというふうに思います。

それとまた、きょう前半1時間はコスト縮減というところで時間が割かれました。河川管理者の思うような方向に行かないからといって、業を煮やしたというか、本性が出てきたというか、私はきょうの河川管理者の前半の対応は余りにも大人げないように映りました。従来河川管理の方法からかじを切るいい機会を与えられているのに、その勇気を出さない、あるいは勇気を出せない河川管理者は、一体どちらを向いて河川行政をしておられるのか疑問に思います。国会発言を盾にとってコスト縮減と言っておられましたが、私は竹門委員が言われたように、その発言に対して淀川水系流域委員会は新しい治水のあり方を構築しているのだと、近畿地方整備局の姿勢を見守ってほしいということぐらいは、ぜひ発言をしていただきたいかと思うます。以上です。

○宮本委員長

はい、あと挙手をお願いします。そしたらば、そちらの酒井さん。

○傍聴者 (酒井)

今本さんのお言葉があったのですが、委員の謝金の問題ですね、今本さんが委員長るときには言い続けました。やっとな減ってきて、今度は無償でやれと。かなり厳しいのですが、きょうの議論を聞いていますと、河川管理者、谷本河川部長はなぜ来ないんですか。本省に行っているいろいろ筋書きを立てて、あすにでも記者発表をして見切り発車するんじゃないですか。河川管理者、あなた方だけが残されて今来られている、管理者、そうじゃないんですか。私は今回も意見を出しています。あなた方は公務員じゃないですか、公僕ですよ。どこに血税を使う、どっち向いて、どこで給料もらっているんですか。住民に向かって仕事をするのですよ。あなた方の論理だけで突き進んでいる。これで近畿地方整備局が本当に近畿の環境や治水や利水のことにに関して、本当に真剣になって考えるいるのか。公務員をやめなさいよ。

あと時間があれば申し上げます。京都、嵐山から私はきていますけれど、いつどこでどう出てきたのかわかりませんが、委員長がおっしゃっていますけれど、この地区の改修ですね、全く地元の者議論に参加していません。これを詳しく明示してください。

それともう1点、それぞれ委員の方が分担されて、今後の審議をやっていこうということになりましたけれど、こここのところに地域、地元の住民が、傍聴者も含めて入るような仕組みをつくっていただきたい。あなた方よりよく知っている人がいるのですよ。以上です。

○宮本委員長

はい、それでは、その後ろいきましょう。

○傍聴者 (細川)

尼崎市の細川です。きょうの河川管理者、許せません。第1に、予算を理由に審議回数を制限しようとした。第2に、見切り発車はしないということを明言できなかった。かつて、1次委員会ときには、そのときの河川調査官ははっきりと言ったんです。たとえダムであっても、流域委員会が反対するのであればつくりませんと。河川管理者の考えは変わったんでしょうか。今の言動を聞いていると、たとえ流域委員会が反対しようと、ダムはつくりますと言っているようにしか聞こえません。これは、3次委員だけではなく、1次・2次の委員、流域委員会にかかわったすべての人に対して、裏切り以外の何物でもありません。流域委員会は国民に対して開かれた窓です。今河川管理者はそれを閉じようとしています。3次委員は国民に対して責任を持ってください。決して窓を閉じてはいけません。

ありがとうございました。

○宮本委員長

後ろ、はい。

○傍聴者（西川）

滋賀県議会の西川です。河川管理者は、今本当に整備計画案を一日でも早く出したいという姿勢が見え見えなんですけれども、しかし今この状況の中で出されたら、知事は答えられませんし、意見は言えません。なぜなら、あなた方が代替案も含めてきちんと説明責任を果たせていないからなんです。ですから、先ほども前回説明し切ったとおっしゃるけれども、きょう説明し切っていたと思っている人はだれもおりません。ですから、私はもう見切り発車は絶対に認められないと、そのことをちゃんと肝に銘じておいていただきたい。そのことだけ申し上げておきます。

○宮本委員長

では、前の、はい。

○傍聴者（増田）

箕面の市会議員の増田京子です。ほぼ言われてしまったんですけれども、今見切り発車の件は、谷本部長がいない中で井上さんがそれを答えることに権限があるのかどうか、私はまた疑問です。で、きょうは答えてないというか、答えられないんじゃないかと答えてないということだと思います。ちゃんと谷本部長が自分で、言われた方が発言をしなければいけないと思います。

そして、費用の件ですけれども、レビュー委員会は河川管理者が設置しましたよね。そこでやはり費用のことも言っておりました。まず、河川管理者が、じゃあ費用をどうするのかということ、姿勢を示さないとだめじゃないですか。今具体的な数字も何も出てないんですよ。そして、今日費用がかさむから休止と言う事は、これは本当に、私は河川管理者は、委員会も、そして傍聴している私たち、そして開かれていると言いました市民、多くのこの関心を持っている人たち、流域の人たちに対する冒涇ですよ、これは。最初から予算はこれぐらいと、予算立てをしてこれぐらい予算を要望します、それはいかがですかと、そういうところから入ってこそ、今委員に関してお金のことは言えるんです。

でも、私は庶務には封筒を返しております。傍聴者発言に対して封筒が送られますけれども、返信封筒が送られますけれどもそれを返します。庶務もメールのアドレスを書かせるんだったら、私たちにメールを送ってくれたらいいんですよ。予算を縮減しようと思ったら幾らでもそういうことができます。でも、そういうことをすることを、ちゃんと委員会に付託しないとだめだと思いますよ。それもしてないのに、今こういうような予算のことを言うということは、本当にこれは休止に持っていきたい、もう意見を聞く気がない、そう思われても仕方がないやり方だということを、肝に銘じてください。

そして、今体育館の話が出ました。何でレビュー委員会に言われてから、最初から体育館にしないんですか。河川管理者が持っている施設を使わないんですか。そして、ここに来ている庶務の方も、私は多過ぎると思いますよ。谷本部長が来ないんじゃないかと、いつもいます前の3人だけでもいいじゃないですか、職員の方も。そういう努力もしないで委員会に費用のことを言うのはだめです。

国会に行って予算をつけるように努力してください。今本委員長は無料でもと言いましたけど、それは最終の手段です。まず、あなたたちがすることは予算要望をすることです。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。あとはおられないですね、はい。それでは、これで委員会を終わりたいと思います。どうも皆さんご苦労さまでございました。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より今後のスケジュールについてお知らせいたします。第80回委員会が6月3日16時30分より開催予定となっております。

以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これもちまして淀川水系流域委員会第79回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 5時16分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えしお名前を議事録に明記したうえで、確定とする。